冤罪を解く調査報道

私は殺ろしていません

－無実の訴え12年滋賀・呼吸器事件－

連載「西山美香さんの手紙」

中日新聞編集委員
秦　　融

【講師紹介】

1961年、愛知県生まれ、筑波大卒
　84年、中日新聞入社
中日スポーツ（ドラゴンズ取材）
社会部デスク（和歌山毒カレー事件など取材）
カイロ支局長（イラク戦争、パレスチナ紛争取材）
運動部長
2013年～編集委員
（大型コラム「ニュースを問う」担当デスク）

〈取材班デスクの主な報道〉

◉**自衛隊がイラクへ米兵1万人空輸**（1年後の2008年、名古屋高裁が派兵に違憲判決、書籍「権力と調査報道」に詳報）
◉**介護連載「流浪の果てに」**（2010年、書籍「介け合い社会」）
◉**連載「農は国の本なり」**（2009年農業ジャーナリスト賞）
◉**調査報道「呼吸器事件」**（2019年石橋湛山早稲田ジャーナリズム大賞、2020年医学ジャーナリスト協会賞）
◉**連載「南海トラフ80％の内幕」**（2020年科学ジャーナリスト賞）

2020年3月31日中日新聞夕刊

西山さん再審無罪

「呼吸器事件」で大津地裁判決

「事件性の証拠ない」

「呼吸器事件」の経過

2003年	5月22日	入院していた患者が病室で死亡
04年	7月6日	滋賀県警が西山さんを殺人容疑で逮捕
	9月24日	大津地裁で初公判、認否留保
	10月19日	第2回公判で否認、以降は一貫して否認
05年	11月29日	大津地裁で懲役12年判決（07年6月確定）
10年	9月21日	第1次再審請求（11年8月棄却）
12年	9月28日	第2次再審請求
15年	9月30日	大津地裁が第2次再審請求を棄却
17年	8月24日	和歌山刑務所を満期出所
	12月20日	大阪高裁が再審開始決定
	25日	大阪高検が特別抗告申し立て
18年	3月28日	日弁連が支援事件に指定したと発表
19年	3月18日	最高裁が特別抗告を棄却、再審認める決定
	4月23日	公判前の第1回三者協議で大津地検が有罪を主張する方針を伝える
	10月23日	検察側が有罪立証を事実上断念したと伝える通知が届いたと弁護団が報告
20年	1月16日	公判前最終回となる第8回三者協議が終了
	2月3日	大津地裁で再審公判開始。西山さんが無罪を主張
	10日	大津地裁で再審公判が結審
	3月31日	大津地裁で無罪判決

滋賀の病院「呼吸器事件」

滋賀県東近江市の湖東記念病院で2003年5月22日、入院中の男性患者＝当時(72)＝が死亡しているのを看護師が発見。県警は04年7月、人工呼吸器を外したと自白した看護助手西山美香さんを殺人容疑で逮捕した。西山さんは公判で無罪を主張したが、懲役12年の判決が確定。17年に満期出所した。同年、第2次再審請求審で大阪高裁が再審開始を決定した。

◎再審で無罪となり涙をぬぐう西山美香さん＝31日午後　◎再審無罪判決を知らせる弁護士ら＝同日午前、いずれも大津地裁前で（黒田淳一撮影）

無罪判決前後の動画と、これまでの取材を指揮した編集委員による総括コラム、取材班が事実を掘り起こし、書き続けた過去記事を特設ページでご覧いただけます。

逮捕から15年9ヵ月

滋賀県東近江市の湖東記念病院で二〇〇三年、男性患者の呼吸器を外して殺害したとされる「呼吸器事件」の裁判をやり直す再審で、大津地裁は三十一日、殺人罪で懲役十二年が確定、服役した元看護助手西山美香さん(38)＝同県彦根市＝に、「不当性を伴う捜査があった疑いが強い」として、無罪判決を言い渡した。〇四年の逮捕から約十五年九カ月ぶりに、名誉が回復された。＝やっと真っ白 ◎面

大西直樹裁判長は判決理由で、患者の死因は「致死的不整脈を含む原因で死亡した具体的な可能性がある」として、「事件性を認める証拠がない」と弁護側の主張を認めた。

「チューブを外して殺害した」などとする、西山さんの捜査段階での自白の信用性には「大きな疑義がある」とし、任意性にも「疑いがある」と結論づけた。一七年の大阪高裁の再審開始決定では自白の任意性は判断しておらず、より踏み込んだ判断となった。

判決では、取り調べをした警察官が西山さんの自身に対する恋愛感情や、迎合しやすい特性に乗じて、強い影響力を独占し、供述をコントロールする意図があったと指摘し、捜査に不適切性があった疑いが強いと

裁判長「裁判官の1人と

大西直樹裁判長は判決言い渡し後、「西山さんが逮捕され、今日に至るまでの十五年という歳月を無駄にせず、刑事司法を改革していく原動力にしていかねばならない」と力を込めた。

西山さんが再審公判で、取り調べ刑事にうその自白をしたことを「後悔し、悔やんでいる」と述べたことに触れ、「西山さんが有罪になったのは、西山さんのうそではなく、自白に疑問を挟まなかった捜査手続き上の問題」と指摘。今回の再審公判の証拠開示で初めて明らかになった証拠が複数あったことにも触れて、「捜査や裁判のあり方、刑事司法制度に改善の余地がある」と述べた。

西山さんが最終陳述で述べた「裁判官には被告人一人一人の声を聞いてほしい」との訴えについて、「私自身、当たり前だと思っていましたが、はっとさせられた」

衝撃を受けた。裁判官の一人として、責任を重く受け止めている」と述べた。

大西裁判長は最後に、西山さんの顔を見つめ、時折声を詰まらせながら、「家族や弁護人、獄友と貴重な

財産を手に、もう自分自身でいってけた。西なぎ、

西山さ

まで示し事に抱きりしたことにお

今年公判で者を）殺無罪を判で「人プを外し

解説

長

から九年定してうやく晴らされ間を要し手元には証拠が作り上は明らか昨年十団長は出さない上を求めはない」を述べて刑事訴審理の「事実の法や証

西山美香さんの15年9カ月【事件⇒冤罪⇒再審無罪】

【第一幕】発生
2003年5月　男性の入院患者が死亡
【第二幕】殺人事件へ
2004年7月　西山さん、逮捕
2005年11月　一審で懲役12年の有罪判決⇒計7回「有罪」
【第三、四幕】再審訴える報道、開始決定へ
2017年5月　中日新聞が再審を訴える報道
　　12月　大阪高裁が再審開始を決定
【第五幕】日本の司法を徹底検証
2020年3月　大津地裁が再審無罪判決
2021年3月　国家賠償訴訟スタート

〝事件〟は今から18年前（２００３年）に

【初報】呼吸器外れ、男性が死亡、警報器作動せず

5月23日（金曜日）　12版　〔34〕

呼吸器外れ男性死亡

滋賀の病院　警報器作動せず

滋賀県湖東町平松の湖東記念病院（村上殖行院長）は二十二日、人工呼吸器を付けていた入院患者の容体が急変し、死亡したことを明らかにした。

発覚時、人工呼吸器のチューブが外れていた。同病院は「チューブが外れると鳴るはずの警報が鳴らなかった。医療上の過失はなかったと考えている」と説明。

湖東川署は人工呼吸器のチューブなどを押収、関係者から事情を聞いている。

同病院によると、死亡したのは同県内の男性（六〇）。四日午前四時十五分に女性看護助手が病室に行き、男性の顔色がオレンジ色だった。

その際、チューブは正常だったが、十五分後、別の女性看護師が巡視したところ、男性の気管内に入れてあったチューブと人工呼吸器のチューブとの接続部分が外れていた。

容体の急変に心臓マッサージなどを施したが、男性は午前七時三十一分に死亡した。男性は昨年十月、慢性閉塞（へいそく）性肺疾患による心肺停止で緊急入院、低酸素血症のため意識が回復しないまま、人工呼吸器を付けていた。

（三宅一人＝死亡原因（ゆ）に大阪府堺市の男性＝四〇＝の遺族計七

第１幕…なぜ事件に？

午前４時半ごろ、
当直のＳ看護師と看護助手の西山さんが病室を巡回中、
Ｓ看護師が患者の死亡に気づく

※看護助手とは…看護師の補助的な役割を担う。国家資格はない。採血や注射などの医療行為はできない。

■それぞれの証言、反応は…

【証言１】「人工呼吸器のチューブの接続部が２㌢ほど外れていた。アラームは鳴っていない」（Ｓ看護師）

【証言２】「Ｓさんが〝あっ〟と声をあげたので振り向いた。Ｓさんに『アラーム、鳴らなかったよね』と聞かれた。私は『はい。鳴っていません』と答えた」（西山さん）

【病院の反応】男性は半年前に入院し、植物状態。入院時カルテに「いつ死亡してもおかしくない」「過失はない」

【遺族の反応】回復すると思っていたのに、許せない

【警察】事件・事故の可能性で捜査

実は…

当直の看護師が２時間おきに痰（たん）の吸引

⇩

Ｓ看護師は定時（午前１、３時）に吸引せず

⇩

痰づまりで死亡と勘違い

⇩

責任を逃れで「外れていた」と発言（？）

※「チューブ接続」「アラーム鳴らず」⇒自然死

【警察が立件の方針を決める】

業務上過失致死容疑

↓

居眠りし、アラームを聞き逃した

↓

〝筋書き〟通りの供述が要る

↓

自白の強要

■１年後■刑事が脅迫⇒「鳴りました」（西山さん）

「写真を並べておいて、机に顔を近づけるような形に頭を押しつけました。怖くてたまらなかった」

↓

Ｓ看護師への追及が激化

第２幕…同僚を助けるための〝うそ〟

Ｓ看護師はシングルマザー
「子どもを残し、かわいそう」

↓

「本当は鳴っていない」何度も撤回求め
（夜中の２時に署を訪ねたことも）

↓

受け入れられず「もう、自分のせいにするしか…」

↓

「私がチューブを外した」

警察が発表…（2004年7月、中日新聞）

呼吸器外し患者殺害

滋賀の病院

看護助手を逮捕

待遇差「不満晴らした」

滋賀県湖東町の湖東記念病院（村上知行院長）で昨年五月、入院中に人工呼吸器の管が外れて同県水源寺町山上、無職谷栄次郎さん＝当時七二＝が死亡していた事件で、滋賀県警捜査一課と愛知川署は六日、殺人の疑いで、当時病院に勤務していた彦根市西葛籠町、看護助手西山美香容疑者（三〇）を逮捕した。

調べでは、西山容疑者は昨年五月二十二日午前四時すぎごろ、同病院B病棟で、介護を担当していた谷さんの人工呼吸器から管を外し、同日午前七時半ごろ、谷さんを急性低酸素状態に陥らせて殺害した疑い。

西山容疑者は、日ごろから勤務の肉体的つらさや看護助手との待遇差などに不満を抱いていたといい、調べに対し「不満を晴らすため、騒ぎを起こそうと思って（管を）外した。外したら死ぬことは分かっていた。（谷さんには）恨みはない。謝りたい」などと供述し、容疑を認めている。

事件は同日午前十時十五分ごろ、病院の事務長から、愛知川署に「入院中の患者が付けていた人工呼吸器が外れ、死亡している」と通報があり発

まじめな女性 なぜ…

愛想の良い、まじめな女性が、なぜ…。西山容疑者を知る人たちは、人柄からは想像もできない「凶行」に驚きを隠せなかった。

西山容疑者を幼いころから知る人たちは、年齢は三十歳ぐらいに見えるほど落ち着いた感じで、「まじめですごく良い娘だった」と振り返る。

病院でも、西山容疑者は、なぜ…

西山容疑者

凶行に驚き

周囲を

谷栄次郎

賀県水源

テンを閉

電話応対

族は「父の

にすべてお

ので、話す

りません」

た。玄関口に

類の男性は「

から連絡を受

室い

者が

さん

患者

自白の変遷

【逮捕】

「認める」調書

自白調書が38通も

↓

【起訴】

↓

【裁判】

「やっていません」

さらに１年後の2005年「懲役１２年」の有罪判決

全焼。棟続きの東側の住宅と、別棟の西側隣家の一部を焼き、午後零時二十分ごろに鎮火した。浅野さんは逃げる際に煙を吸い、軽傷。

名古屋・港署と消防で出火原因を調べている。消防によると、浅野さんは一人暮らし。

入院患者殺害で元看護助手有罪

湖東記念病院事件 大津地裁で判決

滋賀県東近江市（旧湖東町）の湖東記念病院で二〇〇三年五月、入院患者の人工呼吸器を外して殺害したとして、殺人罪に問われた元看護助手西山美香被告（二五）の判決公判が二十九日、大津地裁であった。長井秀典裁判長は「不合理な弁解に終始しており、反省の情を示していない」などとして懲役十二年（求刑懲役十三年）を言い渡した。弁護側は控訴する方針。

西山被告は公判で「取調官に好意を抱き、うその自白をした」と無罪を主張していたが、長井裁判長は「殺人を告白することが男性の気を引くための合理的な方法とは到底思われない」と指摘。

「被害者が死に至る様子を詳細に話すなど、捜査段階における自白に不自然なところはない」などとした。

判決によると、西山被告は同病院に勤務していた二〇〇三年五月二十二日午前四時ごろ、呼吸不全で緊急入院していた同市内の男性患者＝当時（七三）＝の人工呼吸器を外して殺害した。西山被告は逮捕された〇四年七月に犯行を自供。「看護助手が不当に冷遇されている」などと病院への不満を動機に挙げていた。

本ミサヲ容疑者（六九）を殺人の疑いで逮捕した。

調べでは、橋本容疑者は、二十四日午前、一宮市木曽川町黒田一ノ通りのアパートで、広瀬さんの首をしめて殺害した疑い。橋本容疑者は自らも左手首を切って入院していたが、けがの状態が安定したため、この日、同署が事情を聴いていた。

害 懲役15年

決「短絡的な犯行」

設 な犯行。動機に酌むべき
当 事情もない」と述べた。

第一次再審請求へ（2010年）

毎日新聞　（第3種郵便物認可）

滋賀・患者殺害

元看護助手 再審請求へ

供述鑑定「自白誘導強まる」

滋賀県東近江市（旧湖東町）の病院で二〇〇三年五月、男性患者＝当時（七二）＝の人工呼吸器を故意に外して死亡させたとして、殺人罪で懲役十二年の実刑が確定した元看護助手の西山美香受刑者（三〇）が、近く大津地裁へ再審請求する。捜査段階の自白は取調官に誘導された可能性が高いとの鑑定結果が出たためで、弁護側はあらためて無罪を主張する。

鑑定は大谷大の脇中洋教授（法心理学）が任意段階から殺人を自白し逮捕、起訴されるまでの供述の変遷を分析。警察、検察官が作成した供述調書など七十二通を対象とした。

鑑定は、自白に転じた際の「人工呼吸器のチューブを勢いよく引っ張り上げて外した」との供述が、逮捕後に「チューブは簡単にスーと外せた」と変わった点に着目。西山受刑者は想像で供述したがチューブが力を入れなくても抜けることを知った取調官に追及され供述を修正した可能性があると分析した。

チューブを外した際に鳴るアラームについて「鳴ったが放っておいた」「鳴らなかった」「消音ボタンを押した」と供述が一貫していない。鑑定書は、同受刑者が「犯人だったらどうしたか」と考えて供述した可能性を示すと説明。その上で「自白は体験に基づかない虚偽の供述をつじつまの合うように変遷させていったとみなすのが妥当」と結論づけた。

弁護団は受刑者を主に取り調べた警察官が、〇五年に別の事件で誤認逮捕した容疑者の取り調べ中に暴行した特別公務員暴行陵虐の疑いで、書類送検されたことを報ずる記事なども新証拠として提出する。

大津地検の広上克洋次席検事は「まだコメントする段階ではない」と話した。

■湖東町の入院患者殺人事件　2003年5月に発生。04年7月に殺人容疑で逮捕された西山美香受刑者は警察の調べに対し、「職場の不満をはらした」と容疑を認めたが、同9月に始まった公判で否認。目撃者や証拠がなく、弁護側は自白の信用性を争ったが、大津地裁は「供述は極めて具体的で、自白には高い自発性が認められる」として05年11月に判決。控訴、上告審を経て07年5月に確定した。

供述心理学を否定⇒【棄却】

《裁判所の言い分》

「自白の信用性は裁判所の判断」

「供述心理に科学的根拠ない」

⇩

《弁護団の反論》

合理的な説明ない／裁判官に心理学の専門性ない／古い考え方／独善で傲慢

■有罪から再審無罪までの流れ

《原審＝確定審》
【一審】大津地裁（2005年）⇒懲役12年
【二審】大阪高裁（2006年）⇒控訴　棄却
【三審】最高裁（2007年）⇒上告　棄却
《第一次再審請求審》
【一審】大津地裁（2011年）⇒却下
【二審】大阪高裁（〃）⇒却下
【三審】最高裁（〃）⇒却下
《第二次　〃　》
【一審】大津地裁（2015年）⇒却下
【二審】大阪高裁（2017年）⇒開始決定
【三審】最高裁（2019年）⇒開始確定
《再審》大津地裁（2020年）⇒無罪

第３幕…第二次再審請求審へ

2012年

　9月　井戸謙一弁護士が弁護人になり、新た に第2次再審請求を申し立てる

2013年

　2月　中学の恩師５人が「支える会」立ち上げる

2015年

　中日新聞の記者が獄中からの手紙を読む

【キーパーソン１】　井戸謙一弁護士

【経歴】日本で初めて原発を止めた裁判官
（2006年3月、金沢地裁裁判長）

《父親の依頼で資料を調べてみると…》

「本当は鳴っていない」と警察署に訴え

⇩

犯人ならＳ看護師に罪をかぶせるはず

⇩

冤罪では！

⇩

救い出さなければ…

■大津支局の記者（角雄記）が手紙の存在を知る

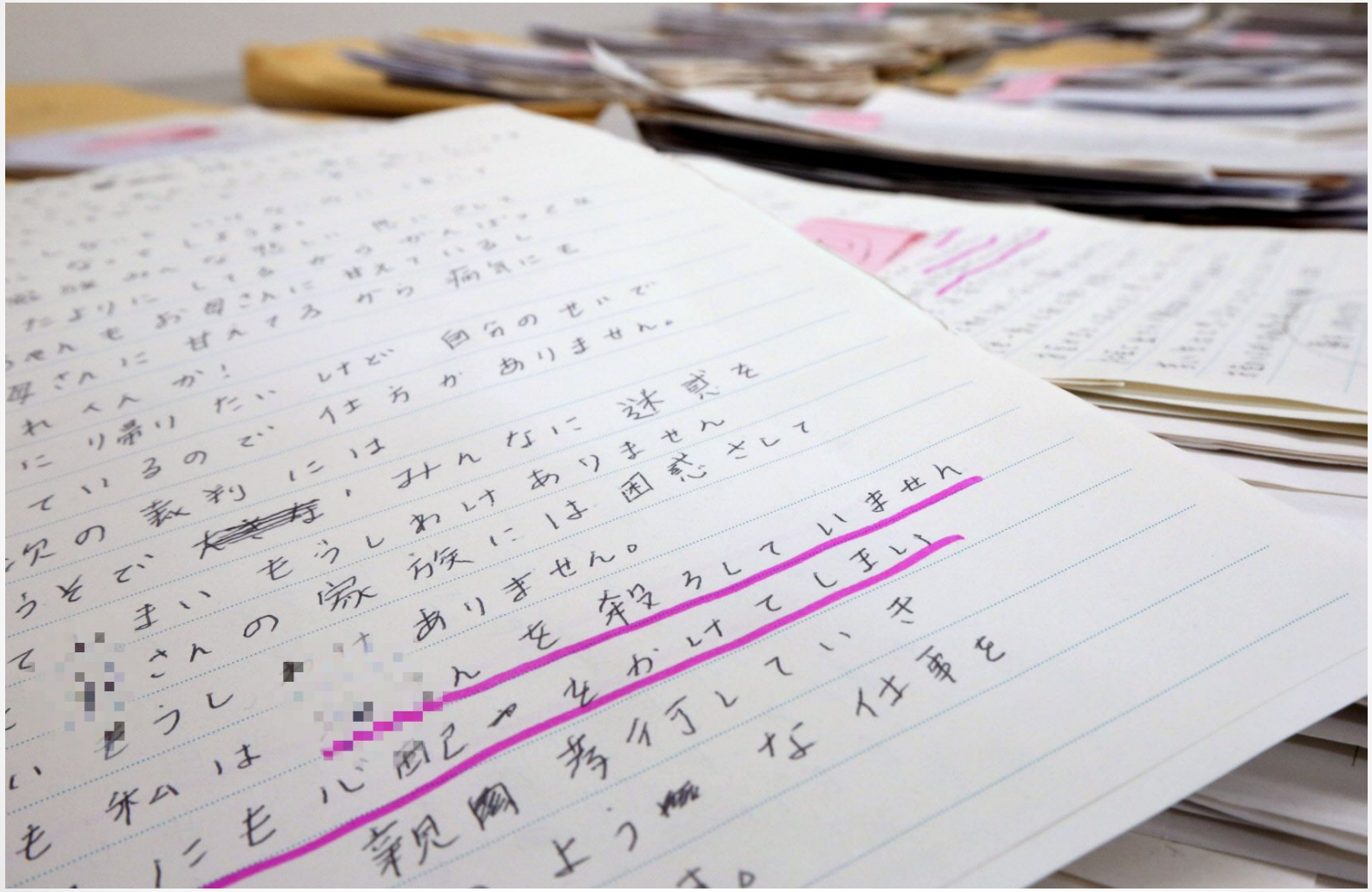

■いくつもの疑問が見えてきた…

自ら何度も署を訪ねる

取調中、刑事の手の甲に触れる

「離れたくない」と抱きつく

供述調書が異常に多い（38通）

■「検事さんあて」の手紙

▼裁判の3日前

「もし罪状認否で否認してもそれは本当の私の気持ちではありません」

A刑事が書かせるせた理由…

⇩

裁判で否認すると捜査中の「誘導」を疑われる

⇩

〝予防線〟を張っておくため？

なぜ、A刑事の言いなりになったのか…

【手紙の中に、ヒントがあった】

「私は幼いころから兄が優秀で比べられ／他の人は兄と比べて私はだめ人間みたいに言ってきたのに、A刑事は『**西山さんはむしろかしこい子だ、普通と同じでかわった子ではない**』と／心を許していこうと思ったじんぶつでした」

■発達障害を類推させたる行動歴

幼稚園の運動会で、周囲の注目を浴びるため、グラウンドを反対回りに走った

児童相談所のカウンセリングを受けた

中学校で、大声を出して授業の妨害をした

病院で、ミスを繰り返す

「発達障害」は〝新たな視点〟

2005年、発達障害支援法施行

2016年、「司法の配慮義務」を明記

発達障害で冤罪になる事件も続発

恩師が証言「今なら発達障害を疑う」

獄中鑑定へ

【キーパーソン２】

精神科医、小出将則氏

「知的障害」に気づく

- 元中日新聞記者
- 愛知県一宮市で精神科クリニックを経営、千人近くの患者を診てきた実績
- 「その手紙を見せてくれないか」
- 漢字のささいな間違いから「発達障害だけじゃない。**知的障害がある**」と気づいた
- 2017年2月、彦根市の両親と面談

■獄中鑑定で判明したことは…

- **軽度知的障害（9～12歳）**
- **注意欠陥多動症（ＡＤＨＤ）**
- **自白した日に病院で「不安神経症」の診断⇒　ＡＤＨＤ×不安神経症＝うつ状態**
- **相手の意図を読み取るのが苦手**

逮捕から13年、シリーズ第１弾始まる

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙

㊤無実の訴え12年

「私は殺ろしていません」

角　雄記（大津支局）

自白を唯一の証拠に、有罪とされる事件は数多い。逮捕後二十日余の取り調べでの自白を裁判で否認しても、無罪になる例はむしろ少ない。

では、ここにある無実の訴えを獄中から十二年間書き続けてきた三百五十余通の手紙を、どうとらえるべきか。もはや一顧だに値しないのか。そんなはずはない。

「再審しんどくて…。でも殺人なんかしてへんし…でも刑務所から出れへんし…くやしくてたまらん」（二〇一六年六月）

元看護助手西山美香受刑者（三七）＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で和歌山刑務所に服役、再審請求中＝が両親につづった無実の訴えは、刑の満了を八月に迎える今も続く。

事件は〇三年、植物状態の男性（七三）が病院で死亡。警察は、異常を知らせる人工呼吸器のアラーム音を聞き逃した看護師らの業務上過失致死事件とみたが、当夜の院内で「アラームを聞いた」との証言は得られなかった。

彼女だけが別証言

だが一年後、彼女だけが「アラームは鳴った」と言い出した。県警本部から加わった三十代（当時）のA刑事による取り調べだった。

「鳴っていたはずやと言われ、うそをついてしまいました」（〇六年四月）

怒鳴られ、怖くなったから、という。実際、A刑事は別の事件の取り調べで無実の男性の胸ぐらをつかんで蹴り、懲戒処分を受けたこわもてだったが、優しい顔も巧みに使い分ける取調官だった。

「そしたら急に優しくなって、A刑事のプライベートなことをかいろいろ聞いて私のことを信用していろんな話も聞いてくれてすごくうれしかった」（同）

低学力だった彼女には、難関大学卒の兄二人に対し「自分はだめな人間」という劣等感と、人間関係が苦手で「友だちができない」という深い孤独感があった。

「A刑事に好意をもち　きにいってもらおうと必死でした」（〇七年五月）

だが、うそのせいで、日ごろ親身になってくれた看護師の取り調べが厳しくなると、彼女は気が動転した。署に通って取り消しを求めたが相手にされず、とうとう「私が人工呼吸器の管を抜いた」と警察すら予想しなかったことを口走った。

獄中手記にはこう書く。

「〇〇看護師のことを母子家庭ということ、責任が重大だからといって夜おそくまで調べられていると聞かされ、かわいそうになってしまい／私の責任にすれば〇〇さんはたすかると思い…」

〝自発的な〟供述を信じた警察は〇四年、彼女を殺人容疑で逮捕、資格が不要な看護助手の待遇への不満から病院を困らせようとした犯行、と発表した。

「病院に対する不満もきかれたので言ったら／Aにかってにストーリーを作られ／ころそうなどとは思ってないのにと思ったが、いつも以上にAが私に対してやさしかったので、ついほろほろとなり」（獄中手記）

手紙には無実の訴えが繰り返される（一部画像処理、アンダーラインは家族による）

刑事に特別な感情

裁判では、警察も否定できない事実が次々に明らかにされた。彼女が取り調べ中にA刑事の手に手を重ねた。刑務所に移送される直前に抱きつき「離れたくない。もっと一緒にいたい」と訴えた。A刑事も拒まず、「頑張れよ」と肩をたたいた。A刑事の求めで、検察官あてに「もし罪状認否で否認してもそれは本当の私の気持ちではありません」という上申書を書いた。

二転三転を繰り返す供述調書は三十八通、「書かされた」上申書、自供書、手記は五十六通。だが、一審で有罪、控訴、上告とも棄却され懲役十二年の実刑が確定した。自ら「殺しました」とうそをつくはずがない、という常識からだ。だが、それは本当に彼女に当てはまる〝常識〟だったのか。中学時代の恩師から気になることを聞いた。

当時教頭だった吉原英樹さん（七三）は「思っていることをうまく言えない。今なら発障害の傾向を疑うかもしれない。知的な面での不安も感じていた」。生徒指導だった藤正一さん（六九）は「人と接するのが苦手で、いつも一人いた。やっていないのに認してしまうことはあると思った」と話した。

「私は〇〇さんを殺ろしていません」

手紙に繰り返し出てくる送り仮名の「ろ」が余る彼特有の訴えが、目をくぎ付にする。

◇

発達や知的障害に対する法の無理解が問題視されている。苦手な受け答えでの誤がもとで、実際に冤罪事件起きている。西山受刑者の査・裁判でも障害の可能性一切検討されなかった。事を再検証する。（次回は21日

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙 ㊥強要されたうそ

自白の「自発性」疑問

角 雄記（大津支局）

「呼吸器のチューブを外して殺した」（供述調書）

殺人の手口になるこの供述を、当時二十四歳の看護助手（資格不要）だった西山美香受刑者㈢㋹＝殺人罪で和歌山刑務所に服役、再審請求中＝は逮捕される前、取調室で自ら語りだした。強要も、脅しもなかった。裁判での否認を受け入れなかった理由を二〇〇五年十一月、一審大津地裁の判決はこう書く。

「身柄拘束を受けない状態で／自ら殺人の事実を供述し／自白には極めて高い自発性を認めることができる」

しかし、彼女はその後もずっと「殺ろしていません」（原文のまま）と刑務所から両親に書き続けている。なぜ「自白」したのか。

窮地の同僚かばう

「（呼吸器の）アラームは鳴っていたとうそをついてしまい／つじつまがあわなくなって／（看護師の）○○さんにメールしたら『私はもうだれとも話が出来る状態ではない』と届いて○○さんを追いつめてしまったと思いもう私が殺ろしたことにしようと思った」（〇六年四月の両親への手紙）

重要なのは、殺人という致命的な「うそ」の自白をする出発点は、人工呼吸器のアラームが「鳴っていた」と言ったうそだったことにある。その理由を、弁護士あての手紙で「なっていいひん（＝いない）もん（を）なったとは言えんと抵抗してましたが／（A刑事が）机をバンとしたりイスをけるマネをしたり」と書き、大阪高裁にあてた再審の上申書では「（死亡した患者の）写真をならべて／机に顔を近づけるような形に頭を押し付けてきました。こわくてたまらなかった」と訴える。

死亡の背景に、看護師が居眠りしてアラームを聞き逃した「過失」があったとみる警察は、死亡から一年たっても「鳴っていた」という証言が取れず、捜査が立ち往生。のどから手が出るほど欲しかった「鳴っていた」との供述を得たA刑事が一転して優しくなる場面を、彼女は同じ上申書にこう書く。

「私は幼いころから兄が優秀で比べられ／他の人は兄と比べて私はだめ人間みたいに言ってきたのに、A刑事は、西山さんはむしろかしこい子だ、普通と同じでかわった子ではない／心を許していこうと思ったじんぶつでした」

Aの好意を受け続けようとして一カ月近く「鳴った」と言い続けた彼女は、当夜の当直責任者の看護師に「聞き逃した」という追及が日ごと激しさを増していると知って責任を感じ、供述を撤回しようと「実は鳴っていません」と書いた手紙を携え、何度も警察署を訪ねている。

「自白」の一週間前には午前二時十分という尋常ではない時間に手紙を届けた。だが、警察はがんとして「撤回」を受け入れず、「居眠り看護師による過失致死」事件に向かって突き進んだ。袋小路に陥った彼女は「鳴っていた」ことにして、同僚を救うしかなくなった。それが「自分のせいにする」ことだった。

殺害の自白をする二日前に書いた自供書にはこうある。

「やけくそで布団をかけたら、なんかジャバラ（呼吸器の管）がはずれたような気がした」

自白した日の自供書ではこう変わる。

「呼吸器のジャバラの部分をひっぱってはずしました」

同じ〇四年七月二日、A刑事が書き上げた供述調書は最終的にこうなった。

「呼吸器のチューブを外して殺した。私がやったことは人殺しです」

自滅して出た言葉

これを判決は「極めて高い自発性がある」と決め付けるが、そうだろうか。「アラームが鳴った」という誤ったことを半ば暴力的に言わされ、強要され続けた「うそ」を前提にした自白は「自発性」を論じるに値するのか。夜も眠れないほど悩み、取調室で自滅していくように出た言葉を「自ら供述した」と額面通りには受け取れない。

「アラームはなっていたと嘘をついたらどんどんうそになってわけのわからなくなってしまいました」（〇五年八月の両親への手紙）

自白する日の午前中、彼は病院の精神科を訪れた。「不安神経症」と診断した師との問診で、驚くべき言がカルテに残されている。

「実はアラームが鳴ってるのを聞いた。看護師さん鳴っていないと言うのであせていた」

警察に強要され続けたうの呪縛から逃れられず、医にさえ、うその供述をおう返しに言うことしかできなっていたのか。

最後の言葉は「嘘を続けれなかった。自分は弱いの？」。うそと本当が倒錯し問いをカルテの最後に見た門家は言う。

「うつ状態。いつ自暴自になってもおかしくない」

自白の供述は、診察の数間後だった。（次回は28日

両親にあてて「わけのわからなくなって」とパニックに陥った自白の場面を振り返る手紙（一部画像処理）

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙 ㊦「発達」「知能」検査

「無防備な少女」に再審を

角 雄記（大津支局）

刑務所の面会室。アクリル板越しに発達障害の傾向を見る検査の設問で、精神科医と臨床心理士は、その回答に目を奪われた。

「学校の前だというのに、時速60キロも出したりして一体どこへ行くつもりですか？」。白バイ警官に運転者が答える場面で、彼女は「すみません。いつもこれくらいスピード出していてもなにも言われなくて…」と書き込んだ。

「家族が病気で、とか何か弁解するのが普通。何とも無防備な答え」「不用意なひと言で、さらに窮地になることが想像できていない」。ともに数百人以上にこの検査をした経験から「自分を守ろうとする意識がまるでない答え」と口をそろえた。

自白に障害影響か

「殺ろしていません」（原文のまま）。三百五十余通の手紙で両親に訴えてきた元看護助手（資格不要）西山美香受刑者（三七）＝殺人罪で懲役十二年、和歌山刑務所に服役、再審請求中＝の発達・知能検査を、私たちは弁護団と協力し四月中旬、行った。恩師や家族の取材から、不自然な「自白」に何らかの障害が関係しているのではないか、と考えたからだ。

「男性の気を引きたいというだけの理由で虚偽の殺人を告白することは通常考えられない」

二〇〇五年、大津地裁は判決でそう断じた。もしも、障害を伴う未熟な被告であれば「通常」の前提はまるで変わるはずだ。逮捕から二カ月、ことの重大さにそぐわない手紙が両親に届いている。

「こっち（拘置所）はご飯もおいしいし、おやつがでるし、夏やったらアイスがでるんやで～／早くさいばんすんで家に帰りたいわ」（〇四年九月）

次第に大きくなる後悔の言葉もどこか幼い。「やってもいないことをやったといい、こんな結果になってごめんなさい」（〇六年十月）

臨床の現場で多くの発達・知的障害の人に接してきた小出将則医師（五五）＝愛知県一宮市、一宮むすび心療内科院長＝は、両親との面接、すべての手紙、小中学校の通知表、作文を調べた上で臨床心理士の女性（五〇）と西山受刑者の発達・知能検査に臨んだ。

結果は知能が「九～十二歳程度」で軽度知的障害と判明。不注意や衝動性がある注意欠如多動症（ADHD）が明確になり、こだわりが強い自閉スペクトラム症（ASD）も「強い傾向」が示された。

小出医師は「ある程度の知的レベルがあるがゆえに、周りが気づかず、〝通常〟の扱いを受けてしまうゾーン。同じような人は多い」。検査に立ち会った第二次再審の主任弁護人、井戸謙一弁護士は彼女と何度も面会し、手紙のやりとりを続けるが、結果は「意外だった」と言う。一審、第一次再審の弁護人の誰ひとり「障害」に言及していないことが、見た目や普段の会話から判断する難しさを裏付ける。

検査中、話のつじつまがあわなくなると途端に口ごもり、黙りこくる様子を見た臨床心理士は「十歳前後の子どもは、困ったときにつじつまの合わないうそを後先考えずに言ってしまうことがある。彼女がそうだったとしても不思議ではない」と話した。

植物状態だった患者＝当時（三三）＝の人工呼吸器のアラームは鳴らなかった。しかし、彼女は刑事に威圧されて「鳴った」と言った。優しくなった刑事を好きになり「鳴った」と言い続け、同僚の看護師が「居眠りして聞き逃した」疑いで厳しく追及された。助けようと、供述の撤回を何度も警察に求めたが拒絶されて追い詰められ、うつ状態になり「私が殺ろしたことにしようと思った」（〇六年四月、両親への手紙、原文のまま）と打ち明ける。

筋書きに乗って？

大人でさえ判断を誤りかねない状況に、もし「パニックになりやすい傾向のある子ども」が置かれたら…。知的障害を伴う発達障害は「パニック状態で判断力を失い、自棄になりやすい」と小出医師は言う。だとすれば、うそ の「自白」が何をもたらすか。の想像力を欠く「無防備な女」が捜査機関の筋書きにせられ、その「うそ」を根拠に裁かれた可能性がありはないか。

発達障害者支援法が施行されたのは一審大津地裁判決同じ〇五年。その十年後、二次再審請求を棄却した大地裁の決定は「自白の信用は、裁判官の自由な判断にゆだねられるべき」だと説く。白偏重の古い体質を改め、援法への深い理解を踏まえいなければ、その自由は独にすぎない。

彼女の障害は決して「これ」ではない。同じ困難にしむ人は誰の隣人にもいる。一刻も早い再審を求めたい。

「いつもこれくらいスピード出していても…」。白バイ警官との応答を見る検査で西山受刑者の「無防備」な性格が表れた

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

シリーズ〝第２弾〟違法捜査を追及へ

〝筋書き〟をつくり暴走

〝たたき割り〟で自白させる

殺意、動機…捜査側がつくり出す

〝悪者〟に仕立てる

…驚くばかりの古典的な捜査手法

2017年7月、シリーズ第２弾（８回）始まる

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙Ⅱ　① 初動捜査

〝筋書き〟優先で取り調べ

井本　拓志（大津支局）

「私は殺ろしていません」（原文のまま）。両親に無実を訴え続ける元看護助手の西山美香受刑者(三七)＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で懲役十二年、来月二十五日に刑期満了、再審請求中＝が自ら「うその自白」をした背景に軽度知的障害と発達障害があったことを、私たちは突き止め、五月当欄で伝えた。見過ごされた彼女の特性と同時に、患者の「自然死」の可能性を無視した「事件ありき」の捜査も見逃せない。Ⅱ部では〝筋書き〟優先の捜査を検証する。

◇　◇

裁判記録によると、二〇〇三年五月二十二日未明、滋賀県湖東町（現東近江市）の湖東記念病院で、巡回中のS看護師が人工呼吸器を付けた患者の容体が急変しているのに気づいて「あっ」と声をあげた。別の患者のおむつを替えていた看護助手の西山受刑者がすぐに行くと、S看護師から「（呼吸器の）アラーム、鳴ってなかったよね」と聞かれ「鳴ってなかった」と答えた。この場面がすべての始まりだった。

呼吸器は、痰詰まりや不具合による空気の漏れがあると気圧差を感知し「ピーッ」と鳴る。だが、目覚まし時計並みの音を「聞いた」という証言は得られなかった。確定判決も「鳴らなかった」とされた。しかし、警察は当初から「鳴った」と決めつけ、供述を得ようと躍起になった。その時点で、「居眠りしてアラームを聞き逃した」S看護師が処置を怠ったために死亡した、と決めつけていたからだ。強引な取り調べの様子が病院の資料に残る。

威嚇し供述求める

「Sに対し『アラームは鳴っていた』との供述をするよう、また西山に対しても『Sから鳴っていなかったことにするよう働き掛けをうけた』との供述をするよう、不当な威嚇と執拗な強要がなされた」。尋問の厳しさに耐えかねたS看護師は、いったんは「鳴った」と供述してしまう。調書の署名だけは拒んだが、「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）によって今なお精神科医師によるカウンセリングを受けている」（病院資料）とある。

西山受刑者も聴取後、「不可解な身体反応を示して歩行不能になるとともに、ベッド上で『Sさんが危ない』『警察に私がいかなくては』などのうわ言をくり返す」（同）。S看護師の立件にまい進する県警の捜査員たち。指揮する警部が病院幹部に伝えた〝事件〟の見立てが同じ資料に残る。

「この事件は勤務中にもかかわらず仮眠をとり、アラームが鳴っていることに気付かなかったSが、自らの責任を回避するため西山、（同僚看護師の）Mに圧力をかけて仕組んだ創作劇である」「（捜査の基本方針は）『眠っていたS』の犯罪性を明らかにすることにある」

最初から「過失があった」という前提を譲らず、確定判決で無実と認定されたS看護師を心の病に追い込んだ捜査は、批判されても仕方がない。病院側は「看護師や看護助手に自白を強いてつじつまをあわせる類いの前時代的な捜査方法」（同）と怒りもあらわに反論。抗議文が警察に提出された。

見込み捜査は暴走を続け、捜査本部に加わった三十代（当時）のA刑事が患者死亡の約一年後、ついに西山受刑者に「アラームは鳴った」と言わせた。こわもてと優しい顔を使い分ける巧みな尋問に、彼女は「この人なら信用できると思い／気にいるようなことを言ったりしてしまいました」（獄中手記）。だが、うそがS看護師を追い詰めることになり、彼女は苦しんだ。

「呼吸器のアラームは実は鳴ってはいませんでした」（供述の約一カ月後、A刑事に書いた手紙から）

「殺した」と口走る

警察署に手紙を届けても聞き入れられず、つじつまを合わせるため「呼吸器の管を外した」と言い、うつ状態になり、パニックに陥り「殺した」と口走った。

S看護師の逮捕を目指した捜査方針が変われば、アラーム音も必要ではなくなり、西山受刑者の証言も「鳴っていなかった」に戻された。これに合わせるように、入院患者の付き添い族らの「鳴っていません」「聞いていません」という供述調書が、〝事件〟発生から一年以上たって作られた。こたなストーリーは、資格の看護助手が看護師との待格差に不満を抱き、病院を困らせるために行った計画的人。軽度知的障害を伴う発障害で「パニックになりやい」西山受刑者が、冷静沈に実行できるとは、とても考えない、緻密で複雑な計画った。

「鳴らなかった」ことは「殺人」を両立させるには、そのシナリオしかなかったらではないのか。筋書き優先の前時代的な捜査手法が冤罪を生んだ―。私たちはそう考えている。

西山受刑者をめぐる年表

2003年	
5月22日	患者が病室で死亡
9月4日	病院が原因や見解をまとめた資料を作成
2004年	
5月11日	「アラーム聞いた」と供述
6月19日	供述撤回求める手紙
7月2日	「殺害」を自白
7月6日	逮捕
10月19日	公判で否認
2005年	
11月29日	大津地裁で懲役12年判決
2007年	
6月6日	最高裁で確定（その後、再審請求）
2017年	
8月25日	刑期満了

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙Ⅱ ② 計画殺人

障害あるのに完全犯罪？

井本 拓志（大津支局）

人工呼吸器を付けた患者を、アラーム音を鳴らさずにチューブを外し、窒息死させる―。そんな手口があるとは、恐らく医師や看護師でもすぐには思い付かないだろう。なのに、捜査当局は、資格もない雑務が中心の二十三歳看護助手が、自供なくしてわかり得なかった「完全犯罪」を単独でやってのけた、と主張し、裁判所も追認した。

西山美香受刑者(三七)＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で懲役十二年、来月二十五日に刑期満了、再審請求中＝に軽度知的障害と発達障害があることを誰も知らなかった当時でさえ、弁護側は誘導で言わされた作り話と反論した。ましてや、彼女の障害が判明した今、緻密で冷静さが要求される「完全犯罪」を自作自演した、と主張され、信じろと言われても、無理な話というものだ。

1人だけ機能知る？

冒頭の手口のヒントがある。消音ボタンを押すとアラームが「一分間やむ」機能を利用するのだ。病院内で「一分間」を知る看護師はいなかった。だが、彼女が心を寄せたA刑事作成の供述調書によると、看護助手の彼女だけが、知っていたことになっている。

手口の答えはこうだ。呼吸器の管を外した後、音が鳴る前に素早く消音ボタンを押し、再び鳴りだす一分が経過する前にまたボタンを押す。それを西山受刑者は二回繰り返し、再び管を元通りにはめたことになっている。

だが、この機能を警察が把握していなかった逮捕直後、彼女の供述は「衝動的な犯行」になっていた。

【逮捕2日目】「以前から、今回のような事故を起こそうと思っていたわけではなく／夜勤で一緒だった（看護師の）Sさんが勤務時間中も寝ているように思えたので／人工呼吸器の蛇腹（管）を外せば／アラームが鳴ればSさんも起きて飛んでくると思ったのです」（供述調書）

衝動的に管を外せば「ピッ」という高音のアラームが鳴る。だが、聞いた人はいない。一年にわたって「鳴ったはず」で進めた強引な捜査は、ここで方針を大転換し、供述も急転していった。

【同5日目】「本当はアラームなんて鳴っていません。Sさんや他の患者さんに気付かれないように、消音ボタンを押し続けていた」（同）

同じ日、警察は人工呼吸器の実況見分で、消音ボタンの機能を正確に把握。だが、機器の特性を利用した複雑な手順の手口を「衝動的な犯行」とするのはあまりにも不自然だった。供述は次第に「計画的な犯行」へとかじを切り始め、その上で「一分間」が盛り込まれていった。

事件のあった湖東記念病院＝滋賀県東近江市で

【同6日目】「病院に対する不満から、かねてTさん（死亡した患者）の人工呼吸器のチューブを外して事故に見せかけて殺そうと思っていた／チューブを引っ張り上げて外し、消音ボタンを押し続けてTさんが死亡するのを待った」「消音ボタンを一回押せば、一分間アラームが消え、そのたびに消音ボタンを押した」（同）

衝撃的〝告白〟加わる

「計画性」を決定づける衝撃的な〝告白〟が供述に加わった。

【同9日目】「（犯行の二日前に）患者のXのベッド柵を外して事故に見せかけて（殺そう）としたが、考え直して止め、（犯行の前日に）患者のYを殺そうと考えて首に手を掛けたが、思い止まり」（自供書）

【同10日目】「Zさんの時も掛布団で口をおさえつけたら、せきこまれたので／だめだと思い／もうするならTさんしかいないと」（同）

この段階で、彼女は四人の殺害を企てたことになる。しかし、A刑事に誘導されたとみられる作り話だからか、殺人未遂が立件されることはなかった。供述までの経緯を、彼女は両親宛ての手紙にこう書いた。

「何回も（A刑事に）前の日にTさんを殺ろ（原文のまま）すまでに何かあるのではと聞かれて／初めは何もありませんと言っていたけど、しつこく聞いてきて／Aさんのこと信用してたから（気にしられるような）嘘をついて『前の日に殺ろそう』と思ったと言ってしまいました」

実は、アラームの消音機能を悪用した手口でも完全に消すことは不可能だった。「最初のピッという音くらいは鳴る」と呼吸器に詳しい同じ病院の技師が証言したからだ。「ピッ」も最終的には供述に付け加えられた。

【同15日目】「アラーム『ピッ』と鳴ったので左手で消音ボタンを押し…」

矛盾をなくして、完全犯罪はこうして成立した。警察は当初にもくろんだ架空の業上過失致死事件に比べれば緻密なストーリーという見もできるだろう。だが、その主役に障害のある彼女を据えたのは、稚拙なミスキャスというほかない。

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

西山美香受刑者の手紙Ⅱ ④ 再現ビデオ

刑事が指導 完璧に演技

角 雄記（大津支局）

ナースステーション（NS）。腰高のカウンターに囲まれ、オープンに見渡せる病棟中央の看護師たちの詰め所のことだ。確定判決によると、犯行現場はNSのすぐ前の病室だった。

枕の上の蛍光灯でベッド周りは明るかった。入り口のドア、室内のカーテンはすべて全開で、人工呼吸器の管を抜いて消音ボタンを押し、患者の窒息死を待つ犯人の様子は廊下から丸見えの状況だ。病室には、死亡した患者以外に二人の同室者がいた。病棟には当夜、看護助手（資格不要）の西山美香受刑者(三七)＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で懲役十二年、来月二十三日に刑期満了、再審請求中＝と二人の看護師が当直していた。

気づかぬはずない

いくつかの疑問がわく。誰もが思うのは、ナースステーションの真ん前の病室で計画する不自然さだ。当直の看護師の一人は仮眠室で寝ていたが、もう一人のS看護師は犯行時間帯（午前四時十～三十分）には「NSのカルテ台でサマリー（診療記録）か何かを書いていた。四時半前に西山さんもNSにいたはず」と供述。目の前の病室に西山受刑者が出入りすれば、気づかないはずがない。

S看護師がNSにいては、警察の描く筋書きの上で、あまりにも都合が悪かったのだろう。西山受刑者の供述調書によって、S看護師がNSから〝消されて〟いった。

「S（看護師）をナースステーションの隣の休憩室に行かせようと考え（二人で）午前3時50分ごろ、休憩室に入った。ソファに座ってSと雑談していたが、午前4時10分ごろ、『ちょっと行ってくる』と言って（犯行現場の）22号室に入った」

S看護師の供述もあいまいに同調させられている。

「休憩室で休むことは何度かあり、それがあの日だったのかもしれません」

犯行につながる「西山受刑者の不審な行動」を見た人は誰もいない。人工呼吸器の管を外した際に鳴った「ピッ」というアラーム音を聞いた人もいない。アラーム音は「二十㍍離れていても病棟内ならすぐに気づく」と看護師が証言する目覚まし時計並みの音だが、犯行時間の直前にわが子の看護でナースコールした母親は「ドアは開放し、静まり返った病棟でブザー音、アラーム音、その他の物音、足音、人の声等、聞いた覚えはない」と明言。対応したS看護師も「絶対に聞いていない」。確実に起きていた二人が完全に否定した。

呼吸器を扱うこの病院の技師は「管を外せば、最低一回はピッと鳴ってしまう」と逮捕後、警察に説明した。聞いたという証言がなくても、西山受刑者に「鳴った」と言わせるしかなかったのではないか。

誘導されやすい彼女の供述以外に客観的な証拠も証言もない、これほど不完全な「完全犯罪のストーリー」がなぜ、認められてしまったのか。

私たちは、警察が彼女に実演させた犯行の再現ビデオに注目している。再審弁護団の主任弁護人、井戸謙一弁護士が言う。「あれを最初に見たときは、私も驚いた。彼女は学芸会のように、A刑事に褒めてもらいたい一心で演じたのではないか」

手順をよどみなく

ベッドの脇に立って人工呼吸器の管を外し、消音ボタンを押し、再びアラームが鳴るまでの一分を頭の中で数え、鳴る直前に消音ボタンを押す。一連の手順をよどみなく説明し、実演しているという。

私たちは、和歌山刑務所の彼女に直接、この現場検証のことを手紙で聞いてみた。「いた手紙には、こうあった。

「現場検証は 何度もA刑事と予行えんしゅうしていますし、当日 A刑事がついて2人で説明するとなっていますが 病院にとうちゃくしてからちがう刑事さんやっていますので、おこってやらないと、ったのですが、この時、検がきていたのできちんとしいと重い刑になると言われてしまいました」

百聞は一見にしかず、というほどのインパクトだった。だが、それはA刑事が督・指導した演技にすぎない。その映像を見た検察官、裁判官たちだけが「自分たちこそが目撃者」という錯覚に陥ったのだろうか。

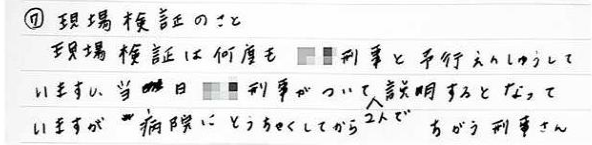

西山受刑者から取材班への手紙（一部画像処理）

ニュースを考う

西山美香受刑者の手紙Ⅱ

⑤ 仕事の悩み

こぼした愚痴「犯行動機」に

角 雄記（大津支局）

「計画的」な殺人には「犯行動機」がなくてはならない。それは、彼女が捜査員にこぼした愚痴がもとになっている。西山美香受刑者(三七)＝滋賀県彦根市出身、殺人罪で懲役十二年、二十三日に刑期満了、再審請求中＝は、獄中で書いた手記や両親への手紙などで、A刑事に悩みや愚痴を聞いてもらううちに信頼関係が芽生え、言いなりになっていった心理状態を、こう振り返る。

刑事の調べ 楽しみに

「私は人間関係をきずくのが苦手なので、こんなに、しかも男の人が話を聞いてくれるのは初めてだったので、うれしくなり／病院への不満なども聞いてもらううちにこの人なら信用できると思い／気にいるようなことを言ったりしてしまいました。たぶん私は、今から思えばA刑事の調べを楽しみにし、カウンセリングをうけているみたいな気分でした」（獄中手記）

同僚たちの供述調書から見えるのは、上司との人間関係の悪化。発達、知的障害による不注意と不器用さ、未熟な理解力のため、看護助手（資格不要）の雑務がこなせない。ミスが障害によることを上司も本人も気づくことができず、叱られては反発する、という悪循環に陥っていた。

看護主任は「配茶のときに、床やテーブルにこぼし、拭かずに行ってしまう。『床にこぼしたら拭かないと』と何度注意しても直らなかった」。看護師長も「指導は素直に聞くが、改善が見られず、同じ事を繰り返す。患者に対する気遣いができない」、同僚も「西山さんは『ミスを何度も繰り返す人』。そのたびに師長や主任らから注意を受けていた」と供述した。

和歌山刑務所で彼女と面談し、発達、軽度知的障害と診断した小出将則医師(五六)＝愛知県一宮市、一宮むすび心療内科院長＝は「同僚らの供述から、仕事のミスが障害によるのはほぼ間違いないが、当時は誰も気づいていなかったのでは」と話す。

「注意しても直らないのは、聞き流しているように受け取られがちだが、反抗ではなく、意識が上の空になってしまうだけ。理解されず、人間関係が悪化しやすい」

「辛かった。イジメられて…」（両親への手紙）。そんな彼女の聴取を担当した三十代（当時）のA刑事は「西山さんはむしろかしこい子だ、普通と同じでかわった子ではない」（上申書）と言ってくれた。彼女は舞い上がり、呼ばれてもいないのに、A刑事に会いに何度も捜査本部を訪ねた。「調子にのってぺらぺらと言わないでいいこと、たとえば、病院に対することを言ったりした」（獄中手記）。逮捕後の取り調べの様子をこうも書く。

呼吸器外し患者殺害

滋賀の病院

看護助手を逮捕

待遇差「不満晴らした」

まじめな女性なぜ…

警察は「待遇差『不満晴らした』」と動機を発表。一方、周辺取材では「まじめな女性」の証言ばかりだった＝2004年7月7日付本紙朝刊社会面

取材経過 … 専門家に刑務所での鑑定を依頼。軽度知的障害と発達障害が判明した。障害が知れないまま「自白」だけで有罪になった裁判を検証しています。

西山受刑者が350余通の手紙で両親に「殺ろしていません」（原文のまま）と訴えているのを知り、

「弁護士の言うとおり／だまったりしてたら、別の部屋からB刑事がきて『わしらをなめとったらあかんで』／せんすで頭を数回たたかれ／B刑事はでていきました。その後A刑事はいつもよりもすごくやさしくて『みんな西山のことを思ってるんやから』と言われ／いいなりになってしまいました／この時は先のことなど考えられず／今1人でさみしい思いをしていることが辛くてA刑事が調べに来て／話ができると思ったらうれしくてたまりませんでした」（同）

アメとムチ使い手玉

計画的な殺人を成立させる〝犯行動機〟を意のままに引き出そうと、二人の刑事がアメとムチ役を分担し、A刑事がほろりとさせる人情派を演じているにすぎない。普通の大人のように人を疑うことができない彼女を手玉に取るのは簡単だったろう。

A刑事に語った彼女の愚痴は、殺人罪で起訴した検察の冒頭陳述に「犯行動機」として、ちりばめられた。

「叱責されたことで／病を困らせ／自己の憤まんをらそうなどと考え／待遇の差に対する不満を改めて抱／事故に見せかけて被害者殺害し／何食わぬ顔で／自の犯行であることを悟られいようにした」

鬼のような看護助手による計画的犯罪のストーリー。捜査当局の主張をほぼそのまま踏襲した判決文に、彼女は「が鬼のように書いてある」（両親への手紙）と驚いた。

障害で人間関係が苦手、一注意・不器用な〝生きづらさ〟の中で、A刑事は彼女の深悩みをとことん聞いてくた。「おれがお前の不安をとのぞいてやる、と言われ…」（両親への手紙）。信頼するを盲目的に信じてしまう―障害が逆手に取られた「犯動機」は、真っ先に判決文ら削除されるべきだろう。

ニュースを問う

西山美香さんの手紙Ⅱ

⑧ 自白のみで有罪

「憲法違反」許されぬ

井本 拓志
（社会部＝前大津支局）

憲法三八条三項にはこうある。

「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」

今回の再審請求で弁護人は物証がないこの事件を憲法違反の疑いがある、とも指摘している。

では、裁判所は何をもって西山美香さん(三)を有罪と認定したのか。一審大津地裁の判決文は捜査段階の供述が「極めて詳細かつ具体的」と指摘した上で、こう述べる。

「とりわけ被害者の死に至る様子は実際にその場にいた者しか語れない迫真性に富んでいる」。供述調書には、患者のTさんが死亡する場面が彼女の言葉として劇画チックに語られている。

口を開けハグハグ

一穏やかな顔がゆがみ始め／眉間のしわは深くなり、口を大きく開けてハグハグさせて／目を大きく開け、瞳をギョロギョロさせていた。口をこれ以上開けない程大きく開けて必死に息を吸い込もうとしていた／大きく目をギョロッと見開いた状態で白目をむき／青白い顔で表情もなくなり、死んでいた」

死の場面を、彼女は法廷の被告席でこう語っている。

弁護人 殺してないんだったら、Tさんが苦しがってるとこ見てないでしょう？

被告 （うなずく）

弁護人 見てないのにどうして言えたのかな？

被告 苦しがってやる（＝いる）というのですか？

弁護人 うん。

被告 苦しかったんやろうなと思って。

弁護人 目を大きく開いてとか、顔がだんだん色が変わってきてとか、看護助手の経験で分かってたの？

被告 ほこ（＝そこ）まで分からなかったけど、そういう感じやろうなというのは思ってました。

私たちが和歌山刑務所に出した手紙への質問にも、こんな回答をよこした。

「A刑事にゆうどうさせられて／自分で、だいたい苦しい息ができない時はこんなふうなのかな、と思ったりもしました」

一、二審とも、説明能力に欠ける彼女の障害（軽度知的、発達）を把握しておらず、法廷での本人の証言を「あいまい」「不自然、不合理」「信用性に乏しい」などと一蹴した。

供述調書は容疑者からの聞き取りをもとに取調官が書く文書で、本人の語りと正確に一致しているとは限らない。その迫真性が真実と直結するのであれば、取調官の〝筆力次第〟ということにもなりかねない。死の場面を描いた供述調書には、比喩表現を使った文学作品風もある。

「呼吸器の消音ボタンの横の赤色のランプがチカチカチカチカとせわしなく点滅しているのが判りました。あれが、Tさんの心臓の鼓動を表す最後の灯だったのかも知れません」「Tさんのような患者さんには（人工呼吸器の）アラーム音が命の叫びであり、他には消す方法はない」

再審弁護団はこれらを「取調官（A刑事）の作文にすぎない」と指摘。司法解剖鑑定書に「大脳はほぼ全域が壊死」とあり、「苦しそうに眉間にしわを寄せたり、口を大きくあけてハグハグさせたり、目を大きく開けて瞳をギョロギョロさせたりすることは、医学的に有り得ない」と疑問視する。

否認事件こそ、取調官の作文に陥った可能性のある供述調書に裁判官は疑問を持ち、物証の提出を促すべきではないのか。さきごろ、再審開始の決定が出た大崎事件でも、知的障害者の供述を根拠に有罪が確定していた。鹿児島地裁は、客観的証拠の裏付けがないことを決定の理由に挙げたが、憲法三八条を踏まえれば、当然のことだ。

弁護団の井戸謙一弁護団長(中)は「指紋など証拠の開示が必要」と訴える＝大阪市内で

指紋も提出されず

犯行時に彼女が人工呼吸器の本体を移動し、チューブを抜き、さらに消音ボタンを押したというのであれば、指紋が採取されてしかるべきだ。この裁判で不可解なのは、これすらないまま判決が下されたことだ。最低限の物証として、採取した指紋の証拠提出を捜査当局に求めたい。

＝終わ

取材経過

取材班は、西山美香さん（滋賀県彦根市出身、殺人罪で懲役12年、刑期満了で24日出所、再審請求中）が「殺ろしていません」（原文のまま）と350余通の両親への手紙で訴え続けているのを知り、専門家に刑務所での鑑定を依頼。「9～12歳の知能」「注意欠陥多動症」の軽度知的・発達障害が判明した。「自白だけで有罪になった裁判」今後も検証します。

大崎事件 鹿児島県大崎町で1979年、男性が遺体で見つかり、義姉の原口アヤ子さんが殺人罪などに問われた。原口さんは一貫して無実を訴えたが最高裁で有罪が確定。自白した親族3人に知的障害があり供述の信用性が問われた。

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

■自白だけでは有罪にできない

「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」

（憲法３８条３項）

2017年12月、大阪高裁が再審開始を決定

2017年12月20日　（水曜日）　中日新聞　E版《2》　0　〈2〉　夕刊1面岐阜　1ページ

呼吸器事件 再審決定

滋賀の西山さんに大阪高裁

滋賀県東近江市の湖東記念病院で二〇〇三年、入院患者の人工呼吸器のチューブを外して殺害したとして、殺人罪で服役した元看護助手西山美香さん(三七)＝同県彦根市＝が申し立てた再審請求で、大阪高裁（後藤眞理子裁判長）は二十日、再審開始を認める決定を出した。

西山美香さん

確定判決によると、事件は〇三年五月に発生。看護助手の待遇に不満を持った西山さんが宿直中の未明の病室で、植物状態だった男性＝当時(七〇)＝に装着されていた人工呼吸器のチューブを抜き、殺害したとされる。

西山さんは〇四年七月に逮捕されたが、公判で否認に転じた。〇五年十一月の一審大津地裁判決は「自白は自発的で迫真性もある」などと判断。懲役十二年を言い渡し、最高裁で確定した。

西山さんの再審請求は二度目で、服役中の一二年九月に申し立てた。弁護団は高裁の審理で「致死性不整脈で死亡した可能性が高い」とする医師の意見書を新証拠として提出。患者の死因を急性の低酸素状態と認定した確定判決と整合しないと主張していた。

さらに、心理学者の意見書も証拠提出し、対人関係で迎合しがちな特性があるとも主張。西山さんは自白の理由を「取り調べがきつくなった同僚看護師をかばおうと思った。刑事に好意を持った」などと話していた。西山さんは和歌山刑務所で服役し、今年八月二十四日に満期出所した。

25人目の裁判官 ❶

自由奪った17年前の棄却

真実は一つであり、裁判官によって判決が左右されるようなことがあってはならない。誰もがそう思うだろう。だが、悲しいかな、裁判官によって天と地の差が生じ得るのではないか。それが冤罪の場合には、特に。呼吸器事件で昨年十二月二十日、大阪高裁（後藤真理子裁判長＝現東京高裁部総括判事）で再審開始決定が出るまでの流れをみると、そう思わずにはいられない。

「『私は殺ろしていません』／無実の訴え12年」。私たち取材班が、西山美香さん（三）が獄中から両親に宛てた手紙をもとに、当欄で連載を始めたのは昨年五月十四日。高裁決定の七カ月前だった。うち十一回の記事を第二次再審弁護団（団長・井戸謙一弁護士）が高裁に証拠資料として提出した。だが、報道以前に高裁は冤罪の感触をつかみ、再審決定に向けて進みだしていた、とみられる。

審理の遅れ まず謝罪

高裁の審理が動きだしたのは昨年三月十四日。突然の呼び出しを受け、井戸団長は初めての三者（裁判所、弁護人、検察官）協議に臨んだ。大津地裁（川上宏裁判長）に棄却された後、二〇一五年十月に即時抗告してから一年以上が無駄にすぎていた。

「審理が遅れたことを申し訳なく思っている。今後は、迅速に進めたい」

裁判所側から冒頭に謝罪があり、続いて訴訟指揮の方針が示された。

「致死性の不整脈によって死亡した可能性について問題意識を持っているので、この点について補充的に主張・立証をする意思があるかを尋ねたい」

確定判決は、西山さんの犯行による窒息死を認定しており、致死性不整脈は「そもそも事件ではなく、患者は自然死だった」という弁護団の主張に沿う〝もう一つの〟死因。期待が高まる提案だったが、同時に弁護団が求めていた関係者の供述調書など証拠開示の要求には「検察官に開示を命令、勧告することは考えていない」と一蹴。さらに、その他の主張も「争点が広がると審理が遅れる」と控えるよう促してきた。

弁護団の見方は二通り。一つは、再審へ扉を開く可能性。もう一つは、自然死の可能性を否定し、再審への芽を摘むのではないか、という疑心暗鬼だった。だが、協議に出席した井戸団長は「裁判所が酸素供給途絶（＝窒息）以外の死亡の可能性に関心を示していることは、希望を持たせる」と直後の会見で話し、こう言い添えた。

三者協議後の記者会見で内容を説明する井戸弁護団長㊨。右は記者会見に同席した西山さんの父輝男さん

「協議は後藤裁判長が仕切っていた。（陪席裁判官に）任せていては審理が進まないので、裁判長が前面に出てきた感じです。それなりに記録を読み込んでいることがうかがえた」

熱心に資料読み込む

資料の読み込みは、井戸団長自身が再審の申し立てにあたり長時間、没頭したことでもあった。「裁判資料といっても、膨大な量。字面を追うだけではなく、あっちの資料とこっちの資料を照らし合わせ、という煩雑な作業を根気よくやらないと、真剣に読む、ということにはならない。読み込むうちに、真犯人ならこう言うはずがない、というところが出てくる。これは無実だ、と思うようになった」。だから「裁判長の読み込みのレベルは分かる」という。「裁判長も相当な時間をかけて読み込み『これは無罪。救わないといけない』と考えたのではないか」。三者協議を重ねるごとに、その印象が強くなったという。

気になったのは、当初の協議では裁判長が一人で発言していたこと。「陪席の二人に造反されたら裁判長でも合議で負けてしまう」。元裁判官らしい井戸団長の心配は無用だった。終盤になると「陪席裁判官も裁判長と同じ主張をするようになった」。裁判官三人の合議体が一つにまとまっていく印象だったという。

決定は、昨年八月の西山さんの出所に間に合わなかったものの、後藤裁判長が大阪高裁を離任する前日。残りの任期を目いっぱい使って書き上げた決定は、任期中に決着をつけようとの強い意思の表れに映る。その意思はどこからきたものなのか。

この決定の十七年前、最高裁は足利事件で無実を訴えていた菅家利和さんの求めるDNA再鑑定を拒絶し、さらに九年に及ぶ服役につながった。後藤裁判長はその致命的な判断を導いた一人だった。

◇

呼吸器事件の調査報道は昨年五月以来、今回が十九回目。引き続き、この国の司法のあり方について考えています。今シリーズでは、二十四人の裁判官が見逃し続けた司法解剖鑑定書の誤りに、二十五人目の裁判官はなぜ気付き、どう再審への扉を開いたのかを検証します。

秦　融（編集委員）

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460-8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

足利事件

1990年、栃木県足利市で当時4歳の女児が殺された。

1991年、DNA鑑定をもとに約1年半後、幼稚園のバス運転手だった菅家利和さんが逮捕され、無期懲役の有罪判決を受けた。

2009年、DNA再鑑定で無実が判明。

■後藤裁判長は当時、最高裁の調査官だった

1991年　菅家利和さん逮捕
1993年　宇都宮地裁で無期懲役の判決
1996年　東京高裁が控訴棄却
1997年　最高裁に上告
　　弁護側のDNA鑑定では不一致
　⇒後藤調査官がDNAの再鑑定を拒否
2000年　最高裁が上告棄却
　⇒さらに９年服役
2007年　足利事件が時効
2009年　再審、無罪

西山美香さんの手紙 20

25人目の裁判官 ❷

〝冤罪へのわな〟との再会

秦　融
（編集委員）

「決定は足利事件の経験が生かされてのこと。直接お会いして感じた後藤さんの人柄からも、それが分かる。今回は良い判断をされたと思う」

足利事件で無実の罪を着せられた菅家利和さんの弁護人だった佐藤博史弁護士(六九)は昨年十二月二十日、大阪高裁（後藤真理子裁判長＝現東京高裁部総括判事）が西山美香さん(三八)に再審開始の道を開いたと聞き、そう直感した。

足利事件とは、一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺された事件。DNA鑑定をもとに約一年半後、幼稚園のバス運転手だった菅家さんが逮捕、無期懲役の有罪判決を受け、二〇〇九年にDNAの再鑑定で無実と分かるまで十七年半も自由を奪われた冤罪（えんざい）事件だ。

二審の東京高裁で敗訴した後、佐藤さんは最高裁に上告。当時の最高裁調査官だった後藤真理子裁判官と何度も面談し、DNAの再鑑定を求めた。調査官とは、最高裁判事を補佐する立場で、判事に助言する重要な役を担う。

逮捕以来すでに六年近くの歳月が流れていたが、弁護団は最新技術の鑑定で犯人のDNA型と一致しない事実をつかんでいた。

DNA再鑑定を拒む

「再鑑定をすれば犯人とは別人だとわかるはず」

佐藤さんは鑑定結果を最高裁に提出。しかし、弁護人との面談には丁寧に応じてくれるものの、後藤調査官は「最高裁は事実審をするところではありませんので…」と、最高裁は判例や法律違反を審理する場であり、一、二審が認定した事実を再検討はしない、という型通りの対応に終始した。

だが、そもそも「事実」が間違っていたら、判例違反や法律違反を審理する意味はない。佐藤さんは「事実を調べるのは鑑定人。最高裁は再鑑定を命じさえすれば済む」と主張し「最高裁が事実認定をした過去がある」とも指摘。占領下の国鉄三大事件の一つ松川事件（四九年）で、被告のアリバイを示す新たなメモが上告審で出され、最高裁が死刑判決を破棄し、無罪判決を導いた例を持ち出して食い下がったが、だめだった。

佐藤さんは、当時の米国でDNA鑑定によって百件以上の冤罪が明らかになる一方で、その中にはDNA鑑定そのものが不正確で冤罪を生んだ事例があることを伝え、その実態が書かれた洋書のコピーを後藤調査官に提供。さらにDNA鑑定に詳しい弁護士の一人として執筆した共著本を渡し「再鑑定は絶対に必要」と訴えた。後藤調査官は「最高裁の資料として収蔵させてもらいます」と丁寧に受け取ったが、棄却の流れは変わらず、それから間もない〇〇年七月、最高裁は上告を棄却。菅家さんはさらに九年にわたって獄につながれることになり、棄却は歴史に残る最高裁の汚点となった。

「裁判長や判事の意向もでしょうが、後藤さんも無罪の可能性を考えているようには感じなかった」（佐藤さん）

棄却の三年後、後藤調査官は最高裁がDNA鑑定を認定したことを「科学的妥当性に疑問を挟む余地はない」と断定する最高裁判例解説を発表。弁護団の異論には「真犯人発見の要請を放棄する極端な議論」と手厳しく批判した。

その批判は棄却から九年後の〇九年、再審請求審で東京高裁が命じたDNA再鑑定で菅家さんの冤罪が晴れ、ブーメランとなって自らに戻ってきた。その時点ですでに足利事件の時効が成立し、棄却の判断が「真犯人の発見を放棄」する結果にもなったのだ。

最高裁は、なぜ再鑑定を認めなかったのか。「事実審ではない」との形式的な理由の一点で、鑑定に誤りはない、と確信と、菅家さんの逮捕前の自白が真実だとの思い込みがあったのではないか。

法廷でもうその自白

「菅家さんは捜査中だけではなく、法廷でも自白したが、無実だったと分かり『司法利事件の衝撃』とまで言わた。無実の人がうその自白することがあるという現に、後藤さんも直面し、衝撃を受けたはずだ」（佐藤さん）

致命的な「棄却」から時を経て迎えた呼吸器事件。それは後藤裁判長にとって、足利事件と同じ「鑑定の誤り」「うその自白」という〝冤罪へのわな〟を抱えた事件との再会でもあった。

釈放後の記者会見で「裁判官には正義のために堂々とやってもらいたい」と訴えた菅家利和さん(左)。右は佐藤博史弁護士

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙 22

25人目の裁判官 ❹

「自白」のうそ 生きた戒め

秦 融（編集委員）

呼吸器事件には、足利事件との共通点がいくつかある。当初の鑑定の誤り、家族に無実を訴える手紙、そして「逮捕前の自白」だ。

「菅家さんの場合は、ただ自白しただけでなく、裁判になっても認めていた。無実の人でも認めてしまう現実を後藤さんは足利事件から学んだはず。その経験が、今回の再審決定に生きたのでしょう」

菅家利和さんの弁護人だった佐藤博史弁護士(六九)は、呼吸器事件の再審開始を決定した大阪高裁の後藤真理子裁判長（現東京高裁部総括判事）に、自白に対する見方の大転換があったとみる。

足利事件では、警察が犯人のDNA型が「一致した」という科学警察研究所の報告を受けて菅家さんを任意同行し、その日のうちに自白させた。取り調べは十三時間に及び、犯人の遺留物のDNAと鑑定結果が一致したと告げて自白に追い込んだことが、控訴審の段階でも分かっていた。

過信が生んだ強引さ

佐藤さんは二審の東京高裁で「最初から菅家さんを犯人だと信じ込んだ警察官が強引に自白させている。これ以上の誘導はない」と自白に信用性がないことを訴えたが、DNA鑑定結果に誤りがないことを前提に、主張は退けられた。上告審の最高裁で、当時は判事を補佐する立場にいた後藤調査官にも訴えたが、「後藤さんも聞く耳をもたなかった」という。

足利事件で、有罪の判断の根拠は第一に自白。DNA鑑定は傍証の扱いだった。それほど、逮捕前の自白には決定力があった。菅家さんはどのように自白したのか。

「外から男の怒鳴り声が聞こえてきました。『菅家はいるか！』『警察だ！』／三人の屈強な男たちが／ドドドッと中へ／彼らに居間まで押し戻され／座卓の前に座らされ／『お前、子どもを殺しただろう』／刑事にひじ鉄砲でドンと右胸を突かれ、後ろにひっくり返って床に頭をぶつけ／（幼女の写真を）突きだし『謝れ』／『やっただろう』」（菅家さん著「冤罪」から抜粋）

脅迫的な取り調べは警察署へ連行された後も続いた。

「『土地勘があるからお前なんだ』『いや、絶対にお前がやってるんだ！』／『お前が犯人だ』／ウソ発見器にもかけられました／『ほらな。クロだって出てるよ』／髪を鷲づかみにしてひねり上げ、無理やり頭を起こされ／今度は机の下でスネをゴンと蹴とばし」（同）

菅家さんの無実の訴えを「罪を犯した者の言い訳」としか聞こうとしなかった一

足利事件年表

1990年	４歳女児が殺害される
91年	菅家利和さんが「自白」し逮捕
92年	第６回公判で否認する
93年	宇都宮地裁が無期懲役の判決
96年	東京高裁が控訴棄却
2000年	最高裁が上告棄却。刑務所に服役
08年	宇都宮地裁が再審請求を棄却
09年	ＤＮＡ再鑑定で別人と判明、釈放
10年	宇都宮地裁で再審無罪確定

昨年十二月に大阪高裁が再審開始決定後、検察が特別抗告し、最高裁で審理が続く滋賀の呼吸器事件。二十四人の裁判官が見逃し続けた司法解剖鑑定書の誤りに、二十五人目の裁判官はなぜ気づき、どう再審への扉を開いたのか、検証する。

審、二審、最高裁の裁判官たちに、DNA再鑑定で無実が明らかになると、捜査の実態はリアルな物語として突きつけられることになった。

県警「都合」の可能性

足利事件と呼吸器事件には、さらに驚くべき共通点がある。菅家さんは栃木県足利市内で一九七九、八四年に起きた別の幼女殺人も自白させられた。西山美香さん(三一)は三人の殺人未遂事件を自白させられている。未解決事件を一気に解決したいという栃木県警、計画的犯行に仕立てたい滋賀県警の、いずれも「都合」ででっち上げられた可能性が高い。菅家さんの別件は「嫌疑不十分」で不起訴になった。西山さんは立件すらされず、裁判所は別件でのでたらめな自白には目をつぶり、本件の自白だけ「信用性が高い」と認めるちぐはぐな判断を繰り返した。

菅家さんは別件の自白について「もう、長く辛抱できませんでした。自白してしまえば刑事が優しくなるという経験を、日の当たりにしていたことも手伝ったと思います。その場から逃れたい一心で／自白しました。案の定、自分が『二つともやりました』と言った途端に、H刑事は『よし、分かったあ』と態度を変えて怒るのをやめてくれました」（同）と告白。「自分はひどく気が小さい性格だったので、強い者に命令されると、何も反論できませんでした」と供述弱者としての側面を認めている。

「菅家さんは警察が知っている事実に同調させられただけで、自白はすべてうそだった。後藤さんは足利事件でそういうことがあることを知り、今回の決定文では自白の細部を詳細に検証している」（佐藤さん）

鑑定の誤り、逮捕前の自白、供述弱者。手痛い経験を持つ後藤裁判長との遭遇は、西山さんにとって奇跡に近い幸運だった。逆に言えば「自白・コール有罪」の呪縛を解けないその他大勢の裁判官が続けば、再審への扉は永遠に開かれなかったのかもしれない。

＝おわり

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

第４幕…裁判所の実態と問題を検証

【西山さんを「有罪」にした裁判官は24人】

なぜ？

無実を見極められない背景には、

〝構造的な問題〟

が、ありはしないか…

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙

24人の裁判官 ❶

有罪視 もはや〝職業病〟?

角 雄記（社会部＝前大津支局）

呼吸器事件では、発生時に書かれた司法解剖鑑定書の矛盾が、一審から第二次再審までに関わった二十四人の裁判官によって見過ごされた。なぜ、そのようなことが起きたのか。司法の根深い問題があるようにも思える。その最たるものとして「自白偏重」に警鐘を鳴らすのは元裁判官たちだ。

鑑定書の矛盾 見逃す

刑事裁判で三十件以上もの無罪判決を出し、すべて確定させた実績のある木谷明元裁判官（六〇）は「検察官の作文で、迫真性とか言ってはいけない」と一、二審とも供述調書の信用性に「迫真性」を挙げている点を問題視する。刑事の言いなりになっていた西山美香さんが、患者死亡の瞬間を「口を大きく開けてハグハグさせていた」と想像で語ったと公判で明かした供述調書のことだ。弁護団も「大脳はほぼ全域が壊死」などとある鑑定書の記述を理由に「（ハグハグは）医学的にあり得ない」と反論したが、確定判決は一蹴した。

木谷さんは「従来は、その場にいなければ語れない迫真性に重きをおく直感的・印象的判断を重視する裁判が大勢だった。この判決はその典型。だが、取調官は、供述調書作成の過程で『迫真性』をいかようにも作文できる。核心部分で供述が変遷しているならば信用性がないと考え、他の客観証拠と突き合わせて判断するべきだ。それを分析的・客観的判断と私は言っている。最高裁の判例でも採用されているが、いまだに多くの裁判官が直感的・印象的判断方法から抜け出せていない」と嘆く。

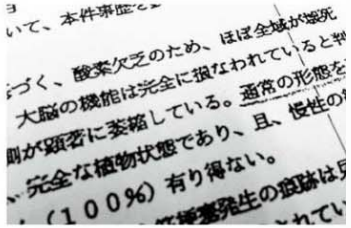

大脳を「ほぼ全域が壊死」と記した司法解剖鑑定書。裁判官は「（ハグハグに）迫真性がある」と認定したが、弁護団は「口をハグハグはあり得ない」と主張した

呼吸器事件では、供述調書や自供書などが九十四通に及び、その都度、手口が二転三転した不自然な経緯があった。

木谷さんの指摘する通り、唯一の客観証拠でもあった鑑定書をきちんと検証すればどうなったか。死亡時の人工呼吸器の管は「つながっていた」。だが、鑑定書では「外れていた」を前提にした窒息死と断定しており、事実誤認にもとづく死因は根拠を失う。「分析的・客観的判断」の手法であれば〝事件性〟そのものが疑われたはずだ。

木谷さんは「直感や印象に流される裁判官は、本当に恐ろしいことをしている、という自覚が必要だ。（痴漢冤罪がテーマの映画『それでもボクはやってない』の）周防正行監督が言っている通り、真相は被告人は知っているが裁判官は知らない、のだから」と戒める。

裁判の改善のため在職中に「日本裁判官ネットワーク」の設立に携わった安原浩元裁判官（七七）も「本来、裁判官は自白の誤りを発見するのが職責」と検察の筋書きに距離を置く立ち位置を重視する。

しかし、実際の刑事裁判の現場では起訴内容に被告が「間違いありません」「反省しています」という事件がほとんど。「たまに否認する被告がいると反発する感情を持ってしまうことさえある。個々の裁判官が良い悪いではなく、職業病のような面もある」と、検察のストーリーに引きずられやすい構造的な危険性を指摘する。

検察と違う筋書きを

ならば、どうするべきなのか。元刑事裁判官が共通して語るのは検察とは違う「アナザーストーリー（もう一つの筋書き）」の勧めだ。いくつもの無罪判決を出しながら検察側の逆転を許さなかった別の元裁判官は「供述調書の自白を正しい、と考えたら危ない。自白偏重に陥ると、本来は無罪の証拠になるべきものでも有罪の根拠に見えてしまう」という。

「被告の法廷での無罪の主張が、まずは本当じゃないか、というところから始めて、証拠をしっかり見ていくと『もし供述調書の自白が本当なら説明できないじゃん』というところが出てくる。そうなると、事件の構図がみるみる崩れてくる。面白いようにそうなるもんだよ。調書の自白の信用性ありきで始まちゃったら、終わりだよね」

一審で有罪判決を受けた西山美香さんは翌二〇〇六年の控訴審判決まで、両親への手紙で、裁判官に無実の訴えを託す思いを繰り返している。

「全力で一生懸命裁判官にったえます」「少しでも裁判官にわかってもらえるようします」。その言葉通り、いっぱいの訴えが大阪高裁の法廷尋問の記録に残っている。

裁判官 最後にこれだけ裁判所に分かってもらいたいということを話して。

西山さん 私は絶対Tさんを殺していません。Tさんを殺そうとも思っていません。どうか分かってください。

その願いはかなわず、大阪高裁の判決も結果は一審と同様、検察の主張の丸のみだった。

◇

昨年十二月に大阪高裁が再審開始を決定した呼吸器事件は、検察側が特別抗告している。最高裁で審理が続いている。

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙

24人の裁判官 ❷

〝受け身〟の審理、ミス招く

角 雄記
（社会部＝前大津支局）

解剖医が「呼吸器の管が外れていた→窒息死」と鑑定し、検察は真逆の「つながっていた」で犯行手口を描いた滋賀の呼吸器事件。大阪高裁の再審開始決定後、検察側は矛盾を認めながら最高裁に特別抗告し、再審の扉はまだ開いていない。一審から関与した計24人の裁判官はなぜ矛盾を見逃し続けたのか、検証する。

三審制とは、分かりやすくいえば仮に地裁が「真実」を見逃しても、高裁という次の砦があり、そこで再び見逃しても、最後の砦として最高裁が控えている―多くの人はそう考えるのが普通だろう。上級審に行くほど、経験豊富で実績のある裁判官になる、とも漠然と想像しているはずだ。

では、呼吸器事件で鑑定書が「チューブが外れていた」という間違った当初の情報をもとに死因を窒息死と断定した〝誤り〟を、高裁、最高裁はなぜ繰り返し見逃したのか。「つながっていた」を前提とした判決との矛盾は明らかなのに、だ。

誤りが争点にならず

司法に詳しい人には当たり前のことだが、高裁、最高裁では裁判をゼロからやり直すわけではない。二審以降は、原則として一審の判決で不服の申し立てに絞った論争が中心になり、もしも、一審の判決の中に重大な誤りがあったとしても、それが「争点」に浮上してこなければ見過ごされやすい。

呼吸器事件で言えば、それが死亡発見時のチューブの問題だった。司法解剖鑑定書は「外れていた」と明記し、そこから酸素が漏れ、死因を「窒息死」と結論づけた。ところが、捜査するうちに「外れていた」のなら鳴るはずのアラーム（警報音）を誰も聞いていない〝事実〟と矛盾する。つじつまが合わなくなり、西山美香さん（三心）逮捕後の再聴取で、発見者の看護師の証言は「外れたか目で確認していない」に変更され、チューブは「つながっていた」に百八十度変わった。

それなら当初に「窒息死」とした前提も変わり、「植物状態の患者が終末期に息を引き取った」可能性を考えるのが自然だが、すでに殺人容疑での逮捕に踏み切っていた捜査本部は引き返すことなく、「外してもアラームを鳴らさずに窒息死させる」という、障害のある彼女の犯行とは考えられない複雑な手口をひねり出した、とみられる。

一審二審、最高裁で西山さんは無実を訴えたが、無視された。鑑定書と判決文を読み返せば一目瞭然の「矛盾」に、なぜ裁判官たちは気がつかなかったのか。現役時代に約三十件以上もの無罪判決を書き、すべて確定させた元東京高裁判事で弁護士の木谷明さん（八〇）から返ってきたのは「当事者が言っていない問題に深入りするのは、特に上級審の場合、難しい」という答えだった。

「上級審（高裁、最高裁）は書面審理が原則。弁護人が不服申し立てしていないことを、裁判所に気付いてもらうのは期待できない。裁判官が自分で議論を導くのは、思い込みで判断してしまい、むしろ事実を誤る恐れもある、という考えがある。特に上級審は、当事者主義でいかないと、ということになる」

当事者主義とは、訴訟進行の主導権は裁判官ではなく当事者（検察官、被告人＝弁護人）にあるという原則のこと。とはいえ、弁護人が相手にするのは巨大な警察、検察組織。すべての証拠を握り、被疑者を長時間取り調べる検察側に対し、接見時間も限られる弁護人に「矛盾」見落としの責めを負わせるのも酷だろう。木谷さんは、当事者主義の反対語で、裁判官が主導する職権主義を持ち出し、こうも言う。

「一審なら職権主義の余地も大きい。この事件でも、裁判官が鑑定書と検察主張の矛盾に気づけば、これを指摘して検察官に釈明させ、双方に論争させる訴訟指揮が可能だった。それをやっていない」

一審の大津地裁（長井秀典裁判長）は、検察の主張通り、チューブは「（被告が）元どおりに接続した」と鑑定書の「外れていた」と矛盾する事実を判決文に書き、西山さんの「計画的で巧妙な犯行」と決め付けた。

検察寄りの職権主義

木谷さんは「裁判官がどこまで真剣に検討したか疑問だ」と話し、「職権主義は本来は被告人をカバーする方向でなされるべきだが、裁判官は往々にして検事をカバーする職権主義を用いる」と嘆く。

矛盾した判決文のために、二十代前半からの十二年を刑務所で過ごすことになった西山さんを思うと、鑑定書と比べれば分かる程度の〝事実誤認〟を「気付かなかった」では済ますことはできない。「事実」に誤りはないか、を精査する基本がおざなりになっているのなら、三審制の意味がない。裁判官には形式論よりも、真実を見抜く基本的な姿勢に立ち返ってもらいたい。

死亡時のチューブ（呼吸器）の状態と死因の関係

		チューブ	死因
2003年	鑑定書	外れ	窒息死 ※「外れ」が前提
04年	起訴状（検察）	接続	窒息死
05年	確定判決	接続	窒息死
17年	再審決定	接続	鑑定は信用できない 自然死の可能性あり

※死亡に気付いた看護師は「外れていた」と証言。起訴前に「目で確認していない」に訂正した。

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙

24人の裁判官 ③

最高裁に冤罪生む土壌

角 雄記
（社会部＝前大津支局）

解剖医が「呼吸器の管が外れていた→窒息死」と鑑定、検察は正反対の「つながっていた」で犯行手口を描いた滋賀の呼吸器事件。大阪高裁の再審開始決定後、検察側は矛盾を認めながら最高裁に特別抗告し、再審の扉はまだ開いていない。一審から関与した計24人の裁判官はなぜ矛盾を見逃し続けたのか、検証する。

必死で「殺していません」と無実を訴える西山美香さん（三八）に、ほとんど耳を貸さない裁判官。呼吸器事件の裁判記録を読むと、そんな法廷の様子が浮かび上がる。

「本当に有罪だったら、そんな（無実を訴え続ける）面倒くさいことはしないと考えるのが常識でしょう。そこまで執念を燃やしてやっているということは、やっぱり本当にやっていないのではないかな、とまず考えます。本人がそこまで言っている以上、徹底的に調べてやらなくてはいけないと思います。他の裁判官は、あまりそういうふうには考えないのですね」

否認主張 排斥ありき

裁判官時代に三十件もの無罪判決をすべて確定させた元東京高裁判事で弁護士の木谷明さん（七〇）は著書「『無罪』を見抜く」で、獄中から再審を求め続けた被告について、そう書いている。冤罪を見過ごす原因は、裁判官個人によるものか。思い当たることがある。ある弁護士が、司法修習生時代に指導役の裁判官が法廷の舞台裏で言い放った「忘れられないひと言」を私に打ち明けた。

「裁判官が『弁護士からまた変な主張が来たよー。さあどうやって排斥（＝退ける）しようかな』と言っているのを聞いて、びっくりした」

実は、この裁判官は呼吸器事件の一審の審理に関わっていた。〝暴言〟は判決が出た年とも重なる。どの事件についての発言なのかわからないが、「要は、弁護士の否認主張は排斥が前提で、耳を貸すつもりが全くない。これが裁判官の本音なのかと。今でも強く記憶に残っている」と、まだ若かったその弁護士をがくぜんとさせた。

最初に判決を下す地裁の裁判長に「変な人」が常に数人くらいはいるということなのか。そうとも言えない事例が最高裁にもある。

再審請求でのDNAの再鑑定で二〇〇九年に冤罪が判明した足利事件では、一九九七年に弁護団が再鑑定を主張しながら〇〇年に最高裁が棄却したため、菅家利和さんは「無実の罪」で服役し続けることになった。棄却した当時の最高裁の裁判長は、無実と判明した後も「理由もなしに申し立てられる鑑定をいちいち取り上げることはできない」などと取材で言い放ち、弁護団を仰天させた。

裁判官全体を支配しているとも思える無罪判決への後ろ向きな空気について、木谷さんは「無罪判決を出しても、上級審で覆されるケースが多い。裁判官の中でも『無罪病』などとやゆする人もいる」。その結果「検事の主張に寄り添って有罪判決を書く方が『無難で楽』と考える裁判官が出てくる」と嘆く。

反省や判決研究怠る

個々の裁判官の「有罪慣れ」が冤罪を生み出す背景にあるとみる元刑事裁判官の弁護士安原浩さん（七五）は「根本的な問題として最高裁は無罪判決についての研究や注意点、例えば死刑判決が覆った冤罪事件などの研究をしておらず、自己批判をしていない」と指摘。その一方で、弁護側の無罪主張を封じるノウハウを示す資料を「否認事件に対する判断事例集」といった形で繰り返し発信するという。

少し古いが、興味深い議論がある。〇〇年九月十二日に開かれた司法制度改革審議会の会合だ。この日は裁判員制度の導入を巡って、最高裁と日弁連、法務省からヒアリングが行われ、最高裁は「陪審制の導入は（中略）真実解明の場という今後ますます重要になると思われる司法の機能を大きく後退させることは否定できない」（意見書）と、誤判が増える可能性を主張した。本来は裁判員裁判の導入前夜、連載「裁判員を担う」で当時の日弁連側の憤りをこう伝えている。

「元日弁連会長の中坊公平がほえた。『陪審になれば無罪判決が多くなり、真実発見が阻まれる、という話には本当にはらわたを持って反論しなければいけない。職業裁判官が（誤判で）死刑判決を確定させてるんですよ』。元広島高裁長官の藤田耕三が『陪審制で無罪判決、冤罪が増える』と発言したことへの反論だった。」（〇八年四月二十四日付）

呼吸器事件で、二十四人の裁判官が鑑定書と判決の矛盾を見過ごすという「ミス」は、変わろうとしない最高裁の独善と無反省の延長線上で起きたことでもある。

最近の主な冤罪事件

足利事件	1990年	幼女殺害容疑で元幼稚園のバス運転手逮捕。無期懲役。2009年再審無罪。
東住吉事件	95年	娘の殺害容疑で母親と内縁の夫逮捕。無期懲役。2016年再審無罪。
東電社員事件	97年	強盗殺人容疑でネパール人男性逮捕。無期懲役。2012年再審無罪。
氷見事件	2002年	女性暴行容疑でタクシー運転手逮捕。懲役3年。真犯人が現れ07年再審無罪。
志布志事件	03年	公選法違反罪で当選した県議や住民を起訴。07年一審で被告人全員が無罪。
郵便不正事件	09年	厚生労働省の元局長逮捕。10年一審無罪判決。検察の証拠改ざんが判明。

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙

24人の裁判官 ❹

専門家の分析 ないがしろ

成田 嵩憲
（大津支局）

解剖医が「呼吸器の管が外れていた→窒息死」と鑑定、検察は正反対の「つながっていた」で犯行手口を描いた滋賀の呼吸器事件。大阪高裁の再審開始決定後、検察側は矛盾を認めながら最高裁に特別抗告し、再審の扉はまだ開いていない。一審から関与した計24人の裁判官はなぜ矛盾を見逃し続けたのか、検証する。

いったん「自白」してしまうと、自白に明らかな矛盾があっても有罪とされてしまう。それが冤罪事件の特徴でもある。

「やりました、と自白すると裁判官でも、それだけで犯人と思ってしまう。大切なのは自白が細部にわたって真実であるかどうかを見極めることなのに、裁判官でもそのことを忘れがちなのです」

足利事件（一九九〇年）で二〇〇九年のDNA再鑑定により、無実が証明された菅家利和さんの弁護人の佐藤博史弁護士(六九)は、そう実感する。細部は矛盾だらけの菅家さんの自白を裁判官は虚偽だと見抜けなかった。

矛盾暴く供述心理学

供述心理学は、強要された自白の矛盾を暴く学問として近年注目を集める。知的障害のある親族らの供述で原口アヤ子さん(九二)が殺人罪で服役した大崎事件（七九年）では、弁護団の供述心理鑑定をもとに昨年、鹿児島地裁が「捜査機関の誘導で変遷した疑いがあり、信用性は高くない」と再審開始を決定した。

呼吸器事件の第一次再審請求審でも一〇年、弁護団が西山美香さん(三七)の供述心理鑑定を証拠提出したが、大津地裁は棄却決定で「科学的根拠があるともうかがえない」と頭ごなしに否定した。

複数の受刑者を鑑定した実績のある脇中洋大谷大教授が導き出したのは「犯行を自白した供述は、真の体験記憶に基づいたものとみなすことはできず、体験記憶に基づかない虚偽供述を次々と変遷させていったとみなすのが妥当である」という結論。「西山さんの自白は、犯行の手口が変遷しながら〝正解〟にたどり着く流れ。犯人ではない人の典型的なパターンでした」と振り返る。

脇中教授は鑑定で、取り調べを担当したA刑事に対する西山さんの「かなり高い迎合性」を認めた。「まだ逮捕される前の任意の段階で、自分から『私の話を聞いて』と警察署に行っている。これは特異なケースだな、と思った」。A刑事に対する好意について「対等な異性愛ではなく、力のある人にしがみついた印象。取調官は、彼女の依存性に乗じて誘導していった」と分析。A刑事に誘導されるままに供述が変遷しているのは明らかだった。

「犯人になりきると、取調官の誘導に合わせて自白することが〝仕事〟になってしまう。『これじゃまずい』『この辺りがまずい』と指摘され、ころころ変わるわけです。西山さんは、留置場に戻るときに『しっかり考えてきます』とまで言っている」

着眼したのは人工呼吸器のチューブを「外した」と自白した場面。外し方は「力いっぱい」から「スーッと」に変化。衝動的な犯行から、計画的な犯行に警察の見立てが変わる中での供述の変遷だった。裁判資料にくまなく目を通し、警察が西山さんを「有罪」へと導いていった印象を「ここまでやるか、と思った」と言う。

「密室に入った途端に追及が続き、その圧力から逃れなきゃと思って、うその自白をする。ここを逃れようと思ったらそれしか考えられなくなる。『弱者』だから、ではなく、取り調べの空間では、大半の人が『弱者』になるんです」

根拠のない自白信用

鑑定を全面否定した大津地裁（坪井祐子裁判長）の棄却決定は、供述調書を「実際に体験した者でなければ供述できないような迫真性に富む」と原審の判決文にあるフレーズを繰り返した後、あからさまな裁判官の本音をのぞかせる。「（自白の信用性判断は）本来は裁判所の自由な判断に委ねられるべき領域である」。つまり、自白が本当かうそかを決めるのはわれわれだ、とでも言わんばかりの指摘は、弁護団の即時抗告を棄却した大阪高裁（松尾昭一裁判長）の決定でも繰り返された。

脇中教授は「まるで、『心理学者の分析が気に入らない』と言っているようだ」と受け止め、裁判官たちが〝権事項〟を犯されまいと拒否する姿勢に驚く。

当時の弁護団は、即時抗告の申立書で「心理学の学者でもない裁判官が『心理学的』または科学的考察がない』なぜ」ということは、傲慢(ごうまん)以外のものでもない。旧態依然たる裁判官の自由裁量論を振りかざしているにすぎない」などと批判した。

自由な判断は、専門的な知見を踏まえてなされるべきものだ。日進月歩の学問的知見に背を向け、裁判所は何をしようとしているのだろうか。

脇中洋教授による供述心理鑑定。専門家が約2年かけた68㌻に上る鑑定を心理学の〝素人〟は「科学的根拠なし」と一蹴した

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙

24人の裁判官 ⑤

心の叫び響かぬ〝鈍感〟判事

秦 融（編集委員）

この連載は、当時大津支局にいた角雄記記者（現社会部）が二〇一六年、西山美香さん(三)の自宅を訪ね、本人から両親に宛てた三百五十通余の手紙を読み、切々と無実を訴える内容に「借り物の言葉ではない」と冤罪を直感したのがきっかけだった。

角記者と同僚の井本拓志記者（同）から送られた手紙の抜粋を読んだ私も「これは冤罪だ」と感じ、すべての手紙に目を通した。なぜ自白させられたか、A刑事の言いなりになってしまった経緯や心情、幼いころから友達ができない悩み、日々どんな思いで過ごしているか、両親への謝罪と後悔の言葉…。取り調べ状況などを克明に書いた三冊のノートもあり、食い違いはほとんどなかった。

十二年間に及ぶ手紙の山を前に、思った。文章を読むこと、書くことが本業の記者三人がじっくり読み込んで「うそではない」と確信できるこの手紙は、記事の中で冤罪の疑いを訴える有力なデータだ、と。だが、二〇一〇年、すでに二百通に上っていた手紙は第一次再審請求審の弁護団によって裁判所に一部が提出されながら、一顧だにされていなかった。

当時の弁護団は「自白は体験に基づかない虚偽供述」との供述心理の専門家による鑑定で疑問を示す一方で手紙を提出。「真の無実の罪で服役している激流のような心情があふれており、まさに体験者しか話せない内容になっている」と訴えた。

それは、私たちが受けた通りの印象だった。だが第一次再審請求審の大津地裁（坪井祐子裁判長）、大阪高裁（松尾昭一裁判長）は、自白は「実際に体験した者でなければ供述できないような迫真性に富む」と確定した判決のフレーズを繰り返し、供述心理鑑定に対しては「供述の信用性判断は、本来裁判所の自由な判断に委ねられる」と心理学者の分析が立ち入ることを拒絶。手紙については言及すらなく、最高裁（竹内行夫裁判長）も追認した。

〝紙切れ〟同然の扱い

確かに、本人が無実を訴える手紙が裁判で「証拠」になることは、まずないだろう。裁判とはそういうものだ、とわけ知り顔で言う人もいるかもしれない。だが、同調させられやすい西山さんの迎合性が裁判でも認められていたのに、供述調書の一言一句を「迫真性に富む」などと強調し、その一方で、何年にもわたって家族に無実を訴え続けてきた手紙が裁判所に、まるで意味のない〝紙切れ〟同然の扱いを受けるのは、おかしくないか。

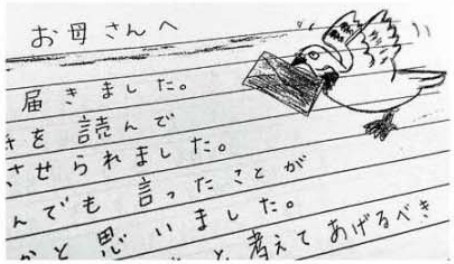

西山さんが獄中から母へ送った手紙。第1次再審請求審で裁判所に提出された

解剖医が「呼吸器の管が外れていた→窒息死」と鑑定、検察は正反対の「つながっていた」で犯行手口を描いた滋賀の呼吸器事件。大阪高裁の再審開始決定

「心からの、真実の叫びに無感覚になってしまう方がおかしい。真実を追求するべき法律家が無感覚になっている時点で、法律家になっている意味がない」。そう言い切ったのは、足利事件（一九九〇年）で〇九年のDNA再鑑定により、無実が証明された菅家利和さんの弁護人だった佐藤博史弁護士(六)だった。

実は、刑事らに追い込まれてうその自白をした菅家さんも法廷では犯行を認める一方で、家族には無実を訴える手紙を十数通、送っていた。

「他人の罪なんかぜったいかぶりたくない。こんなばかな事はない」「DNA鑑定はちがっています。もう一度しらべてもらいたいものです。無実の人間が犯人にされてはたまらないです。まったくとんでもない事です」（菅家さん著「冤罪」から）。そう書いた手紙を第六回の公判で弁護人から示され、初めて菅家さんは「やっていません」と言って泣き崩れたという。

菅家さんを犯人と思い込んでいた弁護人は情状面で不利になると考え、裁判長にわびる上申書を書くよう勧め、菅家さんは再び自白した。佐藤弁護士は法律家を志す大学生らへの講義で菅家さんの手紙を読み上げ、こう言った。

「これが、無実の人の手紙か、有罪判決にあるように、家族に見捨てられないための

後、検察側は矛盾を認めながら最高裁に特別抗告し、再審の扉はまだ開いていない。一審から関与した計24人の裁判官はなぜ矛盾を見逃し続けたのか、検証する。

うその手紙か。法律家になる、とはどういうことか。つの間にか人としての感性を失い、目の前の真実の訴えに心が動かなくなる。もし、君たちがそうなっていたら、既にして悪しき法律家だ」

居場所なくなる恐れ

菅家さんはDNA再鑑定によって無実が証明された。西山さんは、鑑定書の初期の情報の誤りとともに、判決文に矛盾があることが、八回目の裁判で見つけ出された。〝誤判〟の指摘はいずれも、事実の誤りが出発点。そのミスは、科学の進歩や場合によっては人工知能の導入で減少の可能性もある。

だが、その時「心無き」裁判官たちの居場所は、法廷のどこにあるというのだろうか。

＝おわり

類いまれな裁判官による、類いまれな決定だった

ニュースを問う　供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙 27

冤罪の解き方 ⑤

再審決定文「イチロー級」

秦　融（編集委員）

一昨年十二月に大阪高裁が再審開始決定後、検察が特別抗告し、最高裁で審理が続く滋賀の呼吸器事件。足利事件と同じように、供述弱者だった二十四歳（当時）の看護助手が「自白」を誘導されていった事件の構図を、高裁はどう切り崩したのか、検証する。

言い得て妙な例えだった。「野球に例えると、イチローが突然現れたような感じ。振り子打法で、足を上げて、それで打てちゃうんだ、みたいな」。呼吸器事件で、大阪高裁（後藤真理子裁判長＝現東京高裁部総括判事）が示した再審決定文の論理構成を聞くと、元刑事裁判官の水野智幸法政大法科大学院教授から、そんな言葉が返ってきた。

「まず読んで、すごい構成をしているな、と。第一次再審、第二次再審の地裁決定ともまったく違う。弁護人の再審請求の構成とも外れて、高裁が独自で組み立てている。すばらしいと思った」

決定文の構成に興味を抱いたのは、司法関係者から賛辞が相次いだからだ。

三十件以上の無罪判決を出した元東京高裁判事の木谷明弁護士は「異例ですね。再審裁判でこんな訴訟指揮を見たことがない」。刑事裁判官時代に日本裁判官ネットワークの設立に携わった安原浩弁護士も「構成がすごい。後藤さんという裁判長がおられたのは例外中の例外」と驚きを隠さない。

医学的な検証優先

決定文の特徴は、最大の争点だった自白の信用性を後回しにし、チューブを「外れていた」と誤認した鑑定が導いた死因の窒息死の信用性を検証した上で「自然死」の可能性が相当程度あることを論証し、自白が誘導された可能性を立証する構成にある。

水野教授は「普通なら自白の問題から入りがち。あえて医学的な検証を優先し、自白の任意性、信用性は少し抑え気味にしている。そこで勝負してない。医学的なところで、ほとんど決まりなんだよ、とした上で、自白を論じている」。安原弁護士も「客観的証拠が成り立たないことを論証した上で、自白の信用性を検証するという逆転の発想。これなら上級審でも崩れにくい。他の裁判官も見習うべきだ」と話す。

この事件は自白の信用性を疑わせる経緯に事欠かなかった。西山さんは、取り調べ中には「もっと一緒にいたい」とA刑事に抱きつき、裁判前には「罪状認否で否認しても（略）私の気持ちではありません」とA刑事の要求通りに、検察官あての手紙を書くなど、心理的に支配されていた形跡が一審の法廷で明らかにされていた。それでも、自白を焦点に無罪判決や再審決定を導くのは裁判官にとって、危険だという。

なぜか。安原弁護士は「自白が矛盾しても、検察が理屈をつけてああだこうだと言うことができてしまう。どちらにも解釈でき、崩されやすい」。水野教授も「裁判官が疑念を抱くと、検察側は有罪の支えにする証拠を次々に補充してくる」と無罪判決に対する検察の激しい抵抗を挙げる。弁護人の主張に沿って無罪判決を出しても、上級審で逆転されてしまうリスクは高いという。

無実は罰しない

西山さんが両親への手紙で「全力で一生懸命裁判官にうったえます」と書いたように、検察の主張ばかりに寄らず、独自性を持つ裁判官こそあるべき姿と、多くの人は願うかもしれないが、現実は違うようだ。では、大阪高裁が独自の着眼点で訴訟指揮を展開できたのは、なぜか。「やはり『これは無実だ、救わなければ』と真剣に思ったからでしょう」と元裁判官の井戸謙一弁護団長は言う。

再び、イチローの打撃に戻る。まだ鈴木一朗と呼ばれていた高校三年のドラフトのとき、私はプロ野球の中日担当記者だった。その三年後、210安打のプロ野球記録を打ち立てたシーズンの印象は強烈だった。球史に前例のない打撃は往年の名打者らをも天させたが、独自の打法は類いまれな選球眼、バットコントロール、パットコントロールなくしては不可能だった。

裁判官に例えれば、独自の訴訟指揮に不可欠なのは、検察主張の矛盾を見抜く着眼、限られた時間で膨大な情報を処理する能力、無罪を立証するスキのない判決文の構成力、ということになろうか。

それに加えて、欠いてはならない必須の要素がある。

裁判官として、無実の人を罰してはならない、という強い信念の持ち主であることだ。それは、イチローが海の向こうを見渡してもなお、他の誰にも勝る「安打への強い思い」を持つのと同じことでもある。

大阪高裁の再審決定文の組み立てを「イチローが突然現れたような感じ」と例えた水野智幸法政大法科大学院教授

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

第５幕…検察の実態と問題を検証

〈１〉起訴したら絶対に引き返さない
〈２〉法廷での敗けが許されない
〈３〉証拠の〝ねつ造〟と〝隠蔽〟が横行
〈４〉組織への絶対服従

■■起訴後は、すべての行動規範が「真実」が何かより、検察の体面が優先されるメカニズムになっている■■

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙 29

検察の思考回路❶

「目つぶって墨守」が正義

角 雄記
（社会部＝前大津支局）

「いつまで肩身の狭い思いをしなければいけないのですか？（略）最高裁は、いつ決定を出してくれるのですか？（略）私は、再審請求をやめようと、思っています」（二〇一八年十二月十五日）

大阪高裁で一七年十二月二十日、待望の再審開始決定を受けた西山美香さん(三九)から、こんな言葉を何度聞かされたことだろう。西山さんは時には私を問い詰める口調で、行き場のない怒りをぶつけてきた。ここに示したのは通信アプリに残された彼女の言葉そのままだ。

高裁の決定から、最高裁で今年三月に再審開始が確定するまで一年三カ月。そんなにも待たされたのは、検察が高裁の決定を受け入れず、特別抗告し、意見書の提出に不要ともいえる時間をかけたからだ。その間も西山さんは不安にさいなまれた。

「もう裁判するのに、疲れた。生きている意味がない」（一九年一月十一日）「なんかまだ不安になってくるの。裁判所から、結果がでないから」（一九年一月十二日）

出所後、最初はコンビニのレジ係のバイトで社会復帰をスタートし、その後、ハローワークに通い続け、何社も面接試験を受けた。山あり谷ありの道中で、西山さんの足を「特別抗告」が引っ張り続けた。母令子さん(六八)が同僚記者に送ったメールからは、不安定な娘の状況を案じる親の思いが伝わってくる。

「気分の浮き沈みがあるのと、職安に何度も相談に行き、だいぶ仕事の事で焦っている様です」（一八年八月二十九日）「就職が早く決まり、落ち着いて日々送ってくれればと、親として願っています」（同十一月十五日）

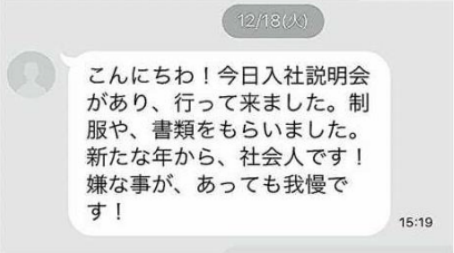

取材班のメンバーに、新しい職場が決まった喜びを伝える西山美香さんからのメッセージ（昨年12月18日）

社会復帰果たしたが

昨年末、念願の社員としての採用にこぎつけた。これまで、本人も家族も気づいていなかった障害を、さまざまな葛藤を経て受け入れた末、障害者雇用で得ることができた職場だった。だが、不安な日々は今も続く。近く開かれる再審公判で有罪主張を検察が続けることになり、心待ちにしている無罪判決がさらに遠のいたからだ。一人の「供述弱者」を、組織をあげてこのように追い詰める必要があるのだろうか。

本欄でも再三取り上げてきた通り、西山さんの有罪判決の根拠となった死亡患者の司法解剖鑑定書には「呼吸器のチューブが外れていた」との誤認があり、窒息死の有罪主張には決定的な矛盾がある。検察は、そこに「齟齬がある」（特別抗告申立書）とまで認めながら、あきらめない。これが、果たして「正義」と呼べるのか。私が理解に苦しむのは、この一点にある。

その疑問を元検事たちにぶつけてみた。

元検事の郷原信郎弁護士(六四)は「検察は、自分たちがいったんクロだと言ったら、そのままクロで突っ走る」と明言。「有罪を主張する手段さえあれば、必ずそこに駒を進めるやり方。足利事件のDNA鑑定のように客観的に否定された場合か、法的な手段が見つからない、という特別なケース以外は引き返さない。今回のケースは『正しく立証していたら有罪になったはずで、それ（立証）をやり損なっただけだ』という考えでしょうね」と分析する。

検察内部の問題を自著「検事失格」で赤裸々につづった元検事の市川寛弁護士(五三)は「『検察庁の起訴に間違いはない』という幻想を信じているのが前提ですよ。なかなか『起訴そのものが悪かった』という結論を出さない」と言う。「再審はなおさらで、確定判決は絶対に崩してはいけない、目をつぶって墨守するしかない、それが正義なんだ、と考える。ほかの再審請求事件での対応を見ても、それ以外の理由では説明がつかない」と解説した。

起訴後 フリーズ状態

墨守とは中国の故事に由来し、自説をかたくなに曲げないこと。検察の頭の中は、十五年前の〇四年七月の起訴の時点から「有罪」でフリーズした状態にある。

起訴後の有罪率が99・9%の中で「検察には起訴した事件が無罪になることは大変な衝撃ですよ」と元検事の国武二郎弁護士(七二)は言う。

「最高裁で確定したのになぜ、でやり直しするのだと。『検察』たちが事件のことを一番よく知っている、自信を持って起訴して有罪になったのに』、という考えだろう」。特別抗告、再審での有罪立証にはし、こう苦言を呈する。

「検察はもっと謙虚であるべきだ。素直な気持ちで事件を見直す勇気が必要だ」

◇

いったん「クロ」と決めて起訴したら、止まらない。どうしても正常とは思えない「正義」への固執はどこから来るのか。特異にも映るその精神構造を読み解きたい。

「ニュースを問う」（毎週日曜）へのご意見は、〒460 8511 中日新聞編集局「ニュースを問う」係へ。メールは、genron@chunichi.co.jp

ニュースを問う

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙 30

検察の思考回路 ❷

勝敗にこだわる体育会系

角 雄記
（社会部＝前大津支局）

警察が無実の人を罪に陥れ、暴走したとき、止めるのが検察だ。だが、呼吸器事件では事実誤認、供述誘導が明白でもなお、一人の女性の人生を踏みにじり続ける。そこにある「正義」とは何なのか。検察の思考回路を分析する。

「体育会系」という言葉にどんなイメージを持つだろうか。プラスの側面をとらえるなら、チームが一体となって切磋琢磨し、勝ち負けにこだわり、時には鉄の団結とも称される固い絆の組織だろう。反対に、マイナスにとらえると、上下関係が厳しく、上の言うことは絶対。疑問を差し挟まず、黙って従う、といったイメージだろうか。

「有罪立証するってニュースで見て、びっくりしたんです。検察ってすごく体育会系の組織だって、あらためて思いましたね」

そう語ったのは元厚生労働省事務次官の村木厚子さん（六三）。検察が証拠のフロッピーディスクを書き換え、後に改ざんが判明した「郵便不正事件」で、大阪地検特捜部に逮捕、起訴された冤罪被害者として知られる。

村木さんが見たというのは、呼吸器事件の再審で検察が西山美香さん（三九）に対して「有罪」を主張する、との報道。取材前日の四月二十三日に、裁判官と検事、弁護士による再審公判の事前協議の場で、検察が通告し話題になっていた。事実上、元被告に無罪を言い渡す場になっている再審で、検察が有罪主張をするのは異例のケースといえる。

非常に閉鎖的な社会

突然あらぬ罪を着せられ、無罪判決を勝ち取るまでの一年三カ月、検察との闘いを余儀なくされた村木さんから、ぽろりと出た「体育会系」という言葉は、もちろん、マイナス側のとらえ方。違反タックル事件を起こした日大アメフット部を引き合いに「非常に閉鎖的で、よく似ているなあと思いましたよ」。村木さんは、検察が引き返せない理由の一つに「勝ち負け」にこだわる特殊性を挙げる。

「一般的な官庁には通常、『勝ち負け』はない。敵なんかいないし、いろんな立場の人の言い分を聞き、落としどころを考えるのが役所の仕事です。でも、同じ公務員でも検事の場合は弁護側との勝ち負けの構図になっていますよね。裁判用語だって、勝訴、敗訴ですし」

いったん容疑者を「クロ」と判断して起訴すれば、ほとんど引き返すことをしない。その背景をこう解く。

「検察は正義の味方で、相手は悪いことをした犯罪者だという構図が前提になっていて、はっきり言えば、マスコミの応援を受けながらやっている。社会的に大事な仕事をしている、という意識と国民の期待、信頼を裏切れないと思うから、素直に間違いを認められない。止まれないんですよね、検察は」

スポーツならいざ知らず、大切なのは勝ち負けよりも真実であることは言うまでもない。いや、スポーツでさえ、時には勝負よりもフェアプレー精神が優先される。ところが、今の検察には証拠の改ざんだけでなく、証拠隠し、供述の誘導、真実を度外視したかのように徹底抗戦する姿勢に、不信の目が向けられる。検察内部の問題を自著「検事失格」で赤裸々につづった元検事の市川寛弁護士（五三）は「私が現役の検事だった当時のことですが」と断った上で、こう明かす。

「検察は勝ち負けにこだわる」と指摘する村木厚子さん

立証の困難さを競う

一検事の自慢話は、基本的には自分が『いかに勝負したか』という話です。仮に十の証拠が必要な事件があったとして『俺は八の証拠で起訴したことがある』と誰かが言うと『いや俺は七でも勝負した』とか。反対に『俺はこういう無罪判決をもらった経験があるから気をつけろ』という助言を聞いた記憶は、ほとんどない」

呼吸器事件で、私たちは検察の特別抗告申立書に書かれた「齟齬（＝食い違い）がある」というフレーズに驚いた。呼吸器のチューブを「外れていた」と誤認したまま、司法解剖鑑定書が窒息死と判断した問題を指していた。間違いを認めながら自説を曲げない検察を象徴するような文言を、市川さんはこう評する。

「初めて見るような文じゃないですね。負けそうになれば、こういう文言も書きます。負けそうだけれど、負けを認められない。頭では負けると分かっているけど、負けるわけにいかない。だから、苦し紛れで書くんでしょう」

検察に「正義」への期待があっても、それは「負けないこと」ではない。呼吸器事件でこの期に及んでの有罪主張。村木さんは言う。

「負けて、『だめなことはだめ』って分かってもらわないとしょうがない。負けることで、彼らも勉強になるんですよ。私の時だって、負けなければ、あの事件から何に学ぼうとしなかったでしょうから」

呼吸器事件　滋賀県の病院で2003年、植物状態の男性（72）が死亡。1年後、人工呼吸器の管を外した殺人容疑で当時30歳の看護助手西山美香さんが逮捕され、懲役12年の判決で服役した。西山さんには軽度の知的障害があり自白を誘導された疑いが判明、近く再審が始まる。

供述弱者を守れ

西山美香さんの手紙 31

検察の思考回路 ③

不都合な〝真実〟は隠す

角 雄記
（社会部＝前大津支局）

「それでも地球は回っている」

イタリアの天文学者ガリレオ・ガリレイがカトリック教会の権威にねじふせられながらも、そうつぶやいたとされる中世の宗教裁判のシーンは、無実を訴える冤罪被害者が検察という権威にねじふせられてしまう、この国の現実によく似ている。

中世のカトリック教会が「動いているのは宇宙の方だ」という迷信をごり押しするよりどころに正しさを主張しているのだろうか。ナゾ解きのヒントをくれたのは、元検事の市川寛弁護士(五三)だった。

「証拠を見せない、という前提に甘えて自分たちを正当化しているんでしょうね」

どういうことか。市川弁護士は続ける。

「検事は裁判官も弁護士も見てない証拠を見ている。全ての証拠を見て有罪と判断しているのに、有罪でないと言うのはけしからん、文句は言わせない、という正当化です。『何にも知らない裁判官や弁護士が何を言うか』とね」

証拠を見せず優位に

証拠を見せないことで優位を保つというおかしな手法が、驚いたことに司法界ではまかり通ってきた。呼吸器事件の弁護団長で元裁判官の井戸謙一弁護士(六七)は言う。

「司法修習の時も（教官役の）検事はそう言ってました。時間をかけて膨大な資料を集めているのはその通り。それに対し弁護士の接見なんて、当時はアクリル板越しに二十分程度。圧倒的な情報格差があり、検事の話に『そうだろうな』と受け止めてしまう空気はありましたね」

たとえそれが司法界の常識でも、市民にとっては非常識でしかない。

「検事が全て知っているんだ、ですか」

郵便不正事件の冤罪被害者として、検察がつくる冤罪のからくりを目の当たりにした元厚生労働省事務次官の村木厚子さん(六三)が、検察の独り善がりな論理に苦笑した。事件後、司法改革の法制審議会特別部会で委員を務めた村木さんは「証拠開示には、検察・警察はものすごい抵抗でした。見せたくないものは見せないというやり方を、何としても守ろうとしているように見えました」と振り返る。

証拠開示で検察の対応が問題になった事例

布川事件（茨城、1967年）	有罪確定前に東京高裁が検察に手持ち証拠のリストを提出するよう要請したが拒否
大崎事件（鹿児島、1979年）	再審請求審で「証拠はこれ以上存在しない」とした回答が後に虚偽と判明
松橋事件（熊本、1985年）	自白で「燃やした」と説明されていたシャツ片を保管していたことが判明
大阪強姦（ごうかん）事件（2004、08年）	再審請求審で大阪地裁が証拠の一覧表の交付命令を出したが拒否

※西暦は発生年

警察が無実の人を罪に陥れ、暴走したとき、止めるのが検察だ。だが、呼吸器事件では事実誤認、供述誘導が明白でもなお、一人の女性の人生を踏みにじり続ける。そこにある「正義」とは何なのか。検察の思考回路を分析する。

元検事の国田武二郎弁護士(七一)も「表に出したらまずい不都合な証拠を持っている可能性は考えられます。墓場まで持って行きたいようなのがね。現場の検事は上層部にも不利な証拠を隠し、有罪に固執する傾向がある」と話す。

天文学が迷信から抜け出すきっかけは、望遠鏡の発明で星の動きがより正確に見えるようになったことだという。検察が集めた証拠にも「証拠開示」という望遠鏡がなければ見られないものがある。有罪に必要な証拠は法廷に出てくるが、無実を示唆する証拠のほとんどは隠される。「証拠開示」を拒否する検察の態度は、望遠鏡を独占して手放さないのと同じことだ。

決め手を覆した開示

先ごろ再審で無罪が確定した松橋事件（一九八五年、熊本県）では「シャツ片を凶器の小刀の柄に巻き付け、犯行後に燃やした」という自白が有罪確定の決め手だったが、あるはずのないシャツ片が証拠開示で出てきた。

「自白がうそだと検察は知っていたってことですよ」と憤る井戸弁護団長は、再審での証拠開示の必要性を強調する。呼吸器事件では、これまで法廷に出された病院関係者らの調書の多くは、事件発生から一年後、警察の筋書きに合わせて再聴取されたもの。かり。検察が出していない、発生直後の生々しい調書の。に、無実を裏付ける証言が。っている可能性がある。

男性二人が再審無罪となった「布川事件」（六七年、茨城県）をめぐる国家賠償訴で、東京地裁は元被告に有な証拠を隠した検察のふる。いを「違法」と断じ「検察。刑事裁判で真相を追求する。務がある」と述べた。

時代の流れは変わりつつ。る。真実を見分ける証拠は。金によって集められたもの。あり、検察の権威を保つた。の道具でないのは、当然の。とだ。「証拠を隠すことで。か成り立たない正義」とい。〝迷信〟にこれ以上振り回。れるわけにはいかない。

呼吸器事件 滋賀県の病院。2003年、植物状態の男。(72)が死亡。1年後、人工呼吸。の管を外した殺人容疑で当時。歳の看護助手西山美香さん(39。が逮捕され、懲役12年の判決。服役した。西山さんには軽度。的障害があり自白を誘導され。疑いが判明、近く再審が始まる。

西山美香さんの手紙 32

検察の思考回路 ❹

人権より組織への忠誠

角　雄記
（社会部
＝前大津支局）

「われわれの人生が懸かっているんだぞ！」

ミサイルを迎撃する「イージス・アショア」を配備する地元説明会で、居眠りをしていた防衛省の職員に対して飛んだ、住民の怒号。再審に向け、大津地裁で六月十二日に開かれた裁判官、検察官、弁護人の二度目の三者協議に同席した西山美香さん(三九)も、怒号の主と似た気持ちにさせられたのだろう。協議後の会見でこう言った。

「何を考えているのか、よく分からなかった。はっきりとものを言えないあの検察官に、もう一回被告人と呼ばれるのは、腹立たしいです」

三者協議の場に出てきた大阪高検公安部の飯浜岳検事と大津地検の斎藤一馬検事。非公開の場で、何があったのか。弁護団の説明によると、こうだ。

立証を弁護側に迫る

前回の協議で裁判所は検察側に「再審開始決定で争点となった点（死因、供述の誘導など）について、どういう証拠で立証するのか、明らかにしてほしい」と要求していた。ところが今回、検察側は「この事件は検察が争点について明らかにするのは難しい。弁護側の意見を先に聞きたい」と言ったため、裁判所側も「えっ？」となった。

裁判所　「それは筋違い。検察が先に明らかにしてほしい。二週間でできますか」

検察官　「この場で言えない」

裁判所　「仮に二週間過ぎたとしても、なるべく早く出してほしい」

検察官　「最終的に出せないかもしれない」

その様子に「あきれた」という弁護団長の井戸謙一弁護士(六五)は「検察の全体の方針として有罪立証をすることになり、担当検事が苦慮しているのではないか」と印象を語った。同席した別の弁護士も「現場の検事は、有罪立証に乗り気ではないんじゃないか、と感じた。検事は上意下達が厳しいから、組織の方針に従うしかない。ある意味で気の毒」と言う。

単に組織の歯車として出てくるのなら、冤罪を晴らすのに人生を懸けている西山さんに失礼であるばかりか、法律家として失格だろう。なぜ、そのようなことが起きているのか。

元検事の郷原信郎弁護士(六四)は「検事を辞めて弁護士に転じても、生計を立てるのが難しい」と指摘し、司法改革が弁護士過剰をもたらした時代背景があるとみる。

「独立して食えない以上、組織の中で生き残っていくしかない。そう思っている検事が増えているのは確か。だから『有罪立証』の方針が上の方で先に決まってしまうと、水を差すようなことが言えないんですよ。法律家の良心に従って個々の検事が判断する検察本来のシステムが、機能しなくなっている」

無責任な有罪立証のもとをさかのぼれば二〇一七年、最高裁への特別抗告にたどり着く。その申立書には大阪高検の三浦守検事長（当時）の署名がある。三浦氏はその二カ月後、最高裁の判事に就任。自ら行った特別抗告はことし三月、同僚判事三人に三くだり半の決定文で棄却された。さぞ、ばつが悪かったことだろう。なぜ、まともな判断ができなかったのか。

事なかれ主義の判断

元検事の市川寛弁護士(五三)は「世間的には『特別抗告するな』の判断がまっとうでも、特別抗告をしなかったら、検察庁では、あしき前例をつくった張本人になってしまう」という。郷原弁護士もトップとしての判断を「組織のメンツとか、事なかれ主義でしょう」と読む。

郵便不正事件の冤罪被害者で、元厚生労働省事務次官の村木厚子さん(六三)は「検察に限らず、組織を変えるには大変なエネルギーが要る。それ

大阪高検の三浦守検事長（当時）の署名がある特別抗告申立書

三浦守
最高裁判事

警察が無実の人を罪に陥れ、暴走したとき、止めるのが検察だ。だが、呼吸器事件では事実誤認、供述誘導が明白でもなお、一人の女性の人生を踏みにじり続ける。そこにある「正義」とは何なのか。検察の思考回路を分析する。

呼吸器事件　滋賀県の病院で2003年、植物状態の男性(72)が死亡。1年後、人工呼吸器の管を外した殺人容疑で当時19歳の看護助手西山美香さんが逮捕され、懲役12年の判決を服役した。西山さんには軽度の知的障害があり自白を誘導された疑いが判明、近く再審が始まる。

にチャレンジする勇気が持てない時には、『自分一人が組織を裏切れない』と思い、どこかで『これは必要悪だ』と自分を納得させようとしてしまうのでしょう」と分析する。

矛盾する内容に目をつぶり、一人の供述弱者の「人生」をなおも狂わせ、追いつめるような判断が問われるとはないのか。「『これ以上、被疑者・被告人を苦しめるな』と言えば止まったはずだ」と言えば止まったはず。署名した責任は重い」と特別抗告での対応を疑問視する。検事の国田武二郎弁護士(七一)は、国民審査の対象でもある最高裁判事に任命された現職に目を向け、こう語る。

「今回の経緯は、審査の参考資料に出てきてしかるべきでしょうね」　＝おわり

★★★西山さんは「個人」での闘いを始めた

ニュースを問う

冤罪と再審制度

国賠提訴のわけ 上

無実の人の力になりたい

秦 融（編集委員）

冤罪に苦しむ人たちを一日も早く救いたい。それが昨年十二月、国家賠償訴訟を提起した西山美香さん(四)の純粋な思いだと痛感したのは、冤罪被害者を支援する国民救援会の会報誌の記事を読んだ時だった。

「救援新聞」の二〇一〇年十一月五日号に掲載された記事の筆者は同会滋賀県本部会長の中野善之助さん(七八)。中野さんが昨年十月七日、大津駅を通り掛かって偶然、西山さんと出くわした時のことだった。

一人で街頭署名活動

「大津駅入り口に来た時、『中野さん』の声がかかった。目を向けると、西山美香さん（湖東記念病院人工呼吸器事件）だ。近寄ると、傍の壁に手作りの日野町事件のパネルを立て掛け、画板を持って、通る人に署名を呼びかけ、一人宣伝をしているではないか。思わず我が目を疑った。全く一人での行動である。訳を聞いてみると、某新聞の記者と会う約束をして大津に出掛けてきたのだが、署名を集めて阪原弘次さん（故阪原弘さんの長男）に渡したいので駅前で集めることを思いつき、早く来てやっているというのである。『まだ7筆しか集まっていない』と愚痴りながら、懸命に頑張っているのである」

国民救援会滋賀県本部の会報誌「救援会交流しが」（昨年10月25日付）に掲載された記事。その後「救援新聞」に転載された

西山美香さん大津駅前で一人で「訴え行動」 その姿に「心洗われた」

7日、大津駅前の電器館で救援会滋賀県本部の電器を終るべく、入り口に立ち、「中野事件」の声

一人立ち日野町事件署名を呼びかける西山美香さん

日野町事件とは一九八四年十二月、滋賀県日野町の酒店の女性が行方不明になり、翌年一月に他殺体で発見された強盗殺人事件。無実を訴えながら無期懲役の判決を受けた阪原弘さんは服役中に病死。弘次さんら遺族の再審請求を受け一八年七月、大津地裁が再審開始を決定し、検察の即時抗告で現在、大阪高裁で審理している。記事の末尾を中野さんはこう結ぶ。

「私の心に衝撃が走った。それにしても、誰でも思いついてできる行動ではない。えん罪の恐ろしさを芯から知り、同じ思いを持つ阪原さんへの深い思いやりがそうさせている。感動の一幕に心が洗われた」

西山さんが一人で署名簿を持つ写真には、その〝真っすぐな人柄〟が表れている。記事に出てくる某新聞とは本紙のこと。西山さんと取材で待ち合わせをしていた大津支局の作山哲平記者(三)も目撃した一人で「約束の三時間も前に来て一人でやってました。折り畳み式のテーブルを自宅から持ってきて、その上に手作りの看板を置いて」と振り返った。

西山さんに聞いてみた。

―なぜ署名を？

「両親がまだ誰からも支援してもらっていない時に大津で署名活動して大変だったと話していたので」

―日野町事件のことは？

「刑務所にいる時に両親から『滋賀にはもう一つ冤罪事件がある』と聞いて。出所後は遺族の弘次さんたちと会い、本当にかわいそうだと思って。もう人ごとじゃないんです」

集めた数は十一人。中野さんは「忙しい人たちを足止めして、事件の説明をして、賛同してもらい、住所と名前を書いてもらう。そりゃね、一人にお願いするだけでも大変なことなんですよ」と話す。街頭での署名の難しさを肌身で感じた西山さんは自宅（同県彦根市）の近所で集めることに注力した。

「五人分の用紙が三十枚、百五十人分集まりました」

再審で無罪判決が出てしばらく、西山さんは国賠を迷っていた。国を相手にする裁判は大変な重圧と苦しみを伴う。勝てる保証もない。ようやく手にした平穏な日常を捨てるのが怖かった。再審無罪まで、不安からくる自殺衝動に何度も苦しんだ。西山さんの様子を見てきた再審弁護団の団長、井戸謙一弁護士(六七)も一貫して慎重だった。

重圧、不安 悩み抜き

「井戸先生には『精神的にえられる？』『やめた方がいいんじゃないのかな？』と何度も言われました。逆に、私が提訴したらどうなりますか、と聞くと、先生は『美香さんは冤罪なくしたい、という気持ちがない。無実を訴えている人たちに勇気づけられる』と言いました。それでぐらつき、だんだんやる方向に傾いていきました。

西山さんが最終的に決意したもう一つの理由がある。それは提訴した十二月二十五日という日付に凝縮されている。

「あの日から新たな不幸がまった」

それは提訴の三年前、再審開始決定に対し、検察が最高裁に特別抗告した日だった。

◇

ラクダを針の穴に通すより難しい、と言われる再審への道。西山さんの冤罪が晴れるまで十五年九カ月もの年月を要した背景には、無実を訴える人の権が守られているとは言い難い現在の再審制度と深くかかわっがある。罪のない人の苦しみ。このようにないがしろにされていいはずがない。再審制度のここに問題があり、どうすべきのか。まずは、昨年三月に再無罪を勝ち取った西山さんが賠訴訟を決意した裏側にあるいを伝えたい。

再審制度の問題　①再審するかを決める請求審が公開されない②検察が証拠の全面開示に応じない③手続き規定が不十分で審理が長引く④検察の抗告権に制限がない―などの問題点が指摘されている。

たった一人で署名集めに立った西山さん【救援新聞より】

ニュースを問う

冤罪と再審制度

国賠提訴のわけ（下）

罪深い検察の振る舞い

秦　融（編集委員）

　意を決して国家賠償訴訟に身を投じた西山美香さん㊷が提訴の日を十二月二十五日にしたのは、理不尽な苦しみを背負わされたがゆえだった。

　ピロロン。

　枕元のスマートフォンからラインの着信音が鳴った。時間を見ると真夜中の午前一時すぎ。メッセージが届く時間帯ではないが、送信者に西山さんが表示されていることに気づき、胸騒ぎを覚えながら開封した。

　「死ぬしかない！死ぬしかない！死ぬしかない！死ぬしかない！…」。苦しみから逃れたくても逃れられない心の叫び。冤罪はこれほどまで人を苦しめるのか。そのむごさをまざまざと実感し、私は布団の中で凍り付いた。どう返信してよいか分からず、画面を見つめたまま未明の時が過ぎた。二〇一七年十二月十一日。再審開始決定が出る九日前だった。

　無実の罪で投獄された十三年。心身に刻まれた傷痕は深かった。出所後、家族水入らずの平穏はつかの間。拘禁反応による幻覚と絶え間なく忍び寄る自殺願望、繰り返されるうつ状態に苦しんだ。

特別抗告で追い打ち

　「薬をのんでも眠れない」「すぐ親とけんかしてしまう」「黒い人影が追ってくる。助けて」「生きてない方がいい」「死にたい、それしか考えられない」。

　取材班の記者たちにも絶え間なく着信するメッセージ。危険が頂点に達したのは西山さんが「あの日から新たな不幸が始まった」という一七年十二月二十五日。再審開始決定に対し、検察が特別抗告をした日だった。

　獄中鑑定をした小出将則医師㊾は取材班や弁護団と連絡を取り合いながら、注意深く見守っていた。

　「自分で『死ぬ』という人は自殺しない、などと言うがその保証はない。苦しみを訴える相手がいることはいいことだが多くの患者を診てきて〝しまった〟と後悔したことは一度ならずある。常に危険なことに変わりはない」

　検察が特別抗告をしたその日、西山さんは滋賀県彦根市の自宅に近いショッピングモールで出所後初めてのクリスマスを過ごしていた。五日前に大阪高裁から再審開始決定をもらったばかり。その時、携帯が鳴った。マスコミからだった。「検察が特別抗告しましたが」。目の前が真っ暗になり、天国から地獄に突き落とされた気持ちになった。激しく動揺した。

　「私もうっかりしていた。その日にしてくると思っていなかったので、心の準備ができていなかった」

　急いで家に戻ると、すでに多くのマスコミが集まっていた。再審を前に垂れ込めた暗雲にうちひしがれる両親を見て「ただただ申し訳ないという思いだった」という。

　精神状態がジェットコースターのように不安定な毎日が始まった。特別抗告の重圧に家族全体が押しつぶされ、仲の良い親子がささいなことでぶつかった。「刑務所に戻りたいと思う時がある」。そう話し、行く当てもなく家出し、事情を知った弁護士たちが急きょ自宅に泊めたこともたびたびあった。

　弁護団長の井戸謙一弁護士㊻は一八年の年が明けて間もないある日、西山さんの母令子さん㊵から「娘が家を出たまま連絡が取れない」と原発訴訟で出張していた福島県で知らせを受け、思い当たる先に夜中まで電話をかけ続けた。

　「彼女に苦しみをもたらした一番の原因は特別抗告。ようやくもらった開始決定を『最高裁で取り消されるんじゃないか』という不安をよく口にした。表

面的には家族間の葛藤や就職…
題でも、苦悩の大本が特別抗…
の重圧なのは明らかだった」
　特別抗告は最高裁に棄却さ…
たが、井戸弁護士は「検察は…
拠提出して死因を争おうとし…
が、最高裁は証拠調べをする…
ではなく無意味だった。再審…
での時間を引き延ばすことが…
的だった、としか思えない」…
憤る。検察の特別抗告は理不…
な精神的抑圧に形を変えて、…
年三カ月もの間、西山さんと…
族を苦しめ続けた。

「なぜ苦しめるのか」

　検察が有罪立証を再審で断…
すると分かった後、西山さん…
「あの特別抗告は何だったん…
すか。なぜ、私も両親もこん…
に苦しめられなければならな…
ったんですか」と時に泣きな…
ら訴えた。
　この事件に限らず、再審開…
決定に対し、組織の体面を優…
して反撃を繰り返すのが検察…
既定路線のようになっている。
無罪の可能性を一切検証せず…
ラクダを針の穴に通すより難…
いとも言われる再審への扉が…
かれた人の前に立ちふさがり…
追い詰める。組織をあげて国…
予算、つまりは税金で後付け…
証拠作りに血道を上げ、奔走…
る。多方面からの非難の視線…
声が目にも映らず、耳にも入…
ないかのようだ。
「痰の詰まりにより心臓停…
した事も十分考えられる」
　他殺説を否定した鑑定医の…
言を残す捜査報告書の存在が…
明したのは特別抗告から約一…
十カ月後。その間、再審開始…
立ちふさがり、無実の人を苦…
め続けた罪は深い。

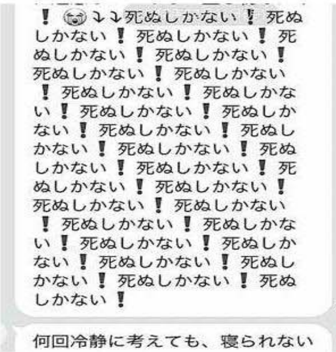

深夜に西山美香さんから送られてきたラインのメッセージ

再審制度の問題　①再審するかを決める請求審が公開されない②検察が証拠の全面開示に応じない③手続き規定が不十分で審理が長引く④検察の抗告権に制限がない―などの問題点が指摘されている。

2020年06月18日　（木曜日）　中日新聞　１２版　０　０　朝刊県内総合　21ページ

「私は殺ろしていません」

呼吸器事件の報道 書籍に

裁判長の「説諭」も再現、収録

「私は殺ろしていません」の表紙

元看護助手の西山美香さん(㊐)＝滋賀県彦根市＝が再審無罪になった呼吸器事件を巡る本紙報道を書籍化した「私は殺ろしていません―無実の訴え12年　滋賀・呼吸器事件」が刊行された。無罪判決の言い渡し後に裁判長が西山さんに語りかけた異例の「説諭」も記録した。

書籍には、二〇一六年に事件の調査報道を始めた以降の記事を再録した。本紙言論面のコーナー「ニュースを問う」で続けた計四十本の長期連載「西山美香さんの手紙」を中心に、一七年十二月の大阪高裁再審開始決定や今年二月に始まった再審公判の詳報が含まれている。

再審の判決公判では、大西直樹裁判長が事件が浮き彫りにした捜査機関や裁判所の課題を列挙し、「刑事司法のすべての関係者が自分のこととしてとらえ、改善に結び付けなければならない」と異例の説諭をし、注目を集めた。裁判官の説諭は刑事裁判の記録として公式には残らないため、本紙記者が取材メモから再現を試みた。

井戸謙一弁護団長は書籍に寄せたメッセージで、本紙報道が事件に対する社会の関心を集めるきっかけとなり、「マスコミの力を証明した」と述べている。

A4判七十四㌻。八百八十円（税込み）。本紙販売店や書店で販売している。㈹中日新聞出版部＝052（221）1714

（角雄記）